

決算審査特別委員会記録

<歳入・総務部・農林部>

開催日時 平成27年10月15日(木) 10:02~13:10

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

和田 恵治 委員長

岡 史朗 副委員長

池田 慎久 委員

川口 延良 委員

中川 崇 委員

田中 惟允 委員

藤野 良次 委員

安井 宏一 委員

萩田 義雄 委員

太田 敦 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 奥田 副知事

榎原 会計管理者(会計局長)

野村 総務部長

長岡 危機管理監

福谷 農林部長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事 議第84号 平成26年度奈良県歳入歳出決算の認定について

会議の経過

○和田委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日、粒谷委員、田中委員が少しおくれるとの連絡をいただいておりますので、ご了解願いたいと思います。

それでは、日程に従いまして、歳入、総務部・農林部の審査を行います。

それでは、委員の皆さんでこれから質疑に入りますので、質疑等があればご発言願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

○太田委員 それでは、7点質問させていただきます。少し多いですので、一括で質問させていただきます。

まず、県債残高の状況についてですけれども、県債は平成26年度決算で総額659億7,000万円と減っておりますけれども、一方で、県債残高を見ますと、平成18年度で9,783億円、これが平成26年度の決算では1兆700億円と917億円増加しております。県民1人当たりいたしますと、平成18年度では68万6,000円、これが平成26年度では76万7,000円、このようにふえているということなのですが、この県債残高についてどのようにお考えなのか、まず1点目、お伺いします。

2点目は、日本とアジアの未来を考える委員会についてですけれども、「主要施策の成果に関する報告書」の8ページにも記載されております。これは以前にも議会の中で質問を宮本議員がしておりますけれども、第6巻から成る書物がありまして、平成24年度から3年間開催されてきた委員会の報告書としてまとめられたものということでございます。この冊子でありますけれども、県民にとってどのような意味があるのか。とりわけ、答弁の中でも暮らしや教育とか、いろいろお話をされていたと思うのですが、全てについてお話しすると時間がありませんので、例えば、暮らし、健康分野についてどのような意義があるのかについてお伺いしたいと思います。

3点目は、「主要施策の成果に関する報告書」の14ページ、16ページにかかわっておりますけれども、マイナンバーによるセキュリティー対策について、現在、マイナンバーを狙った攻撃に対する個人情報の漏えいが心配されておりますけれども、その対策についてお伺いしたいと思います。

続きまして、18ページの消防学校及び防災拠点の整備についてですけれども、これも先日、今井議員が質問をいたしましたけれども、防衛省からは奈良県への駐屯地の設置は困難だと私たちは認識しております。ヘリポートは県費で整備すべきであるという考えも示されてると聞いておりますけれども、私たちはこの自衛隊や駐屯地のヘリポートの誘致にこだわらないで消防学校や広域防災拠点の整備についてスケジュールを示して、早急に進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

そして、同じく18ページには救急搬送について書かれておりますけれども、平成24年からe-MATCHの運用が開始されております。救急搬送システムが構築されることによって、奈良県の救急が改善されると聞いておりました。しかし、一方で、救急搬送される人々が年々増加して救急搬送は伸びている状況にあると、このようにお聞きしております。県として、救急搬送の改善に向け、どのような取り組みをされているのかについてお伺いしたいと思います。

次に、農林部ですけれども、耕作放棄地について、奈良県の農業担い手は高齢化が進んでおりますけれども、その担い手も減少しております、この確保の取り組みについてお伺いしたいと思います。

最後に、TPPについてですけれども、大筋合意に至ったと報道がありましたけれども、県内でも農業に対する大きな影響があると考えておりますけれども、県としての考え方をお聞きしたいと思います。

第1問目の質問は以上でございます。

○岡野財政課長 県債残高の状況についてお答えいたします。委員がご指摘のように、県債残高は平成18年度以降伸びておりまして、平成26年度の決算時点では1兆700億円というような残高になっております。このところに来てずっと伸びておりますけれども、特例的な県債でございます臨時財政対策債が伸びているのが主な要因でございます。例えば、前年度と比較いたしますと、県債残高自身は24億円の増加となっておりますが、その内訳を見ますと、今申し上げました特例的な県債でございます臨時財政対策債が289億円増加し、その反面、その他の県債は266億円減少している状況でございます。この臨時財政対策債は国において地方交付税の原資が不足することから、その振りかえといたしまして県が地方債を発行するというものでございます。そして、後年度には全額を交付税措置されるというものでございます。

委員がご指摘のように、県債残高は県の財政運営における重要な視点と認識しておりますが、特に償還財源が地方交付税により措置されず、例えば県税等の自主財源で返さなければならない県債の残高、こういったところを最も注視する必要があると考えております。平成26年度決算でこの状況を見ますと、県が自主財源で返済しなければならない県債残高は4,052億円となっております。これは前年度よりも111億円減少しており、6年間続けて減っております。平成20年度から見ても540億円ほど減っている状況でございます。委員がご指摘のように、県債残高は財政運営上の重要な指標でございますので、

今申し上げましたような視点をこれからも重視しつつ財政運営に努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

○和田委員長 理事者側の答弁、少しお待ちください。

委員の皆さんにお諮りをしたいことがございます。

傍聴者1名、申し込みがありました。これを認めることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、どうぞお入りください。

それでは、引き続き。

○青山知事公室次長政策推進課長事務取扱 日本と東アジアの未来を考える委員会の報告書の件でございます。

どういう意義があったかということでございますが、日本と東アジアの未来を考える委員会の意義につきましては6月県議会で知事がお答えしたとおりでございますが、改めて申し上げますと、現在の日本や奈良ではグローバルな視点抜きには解決できない人口減少であるとか、少子高齢化、医療、介護、地域産業の振興、仕事の創出などの課題が数多くあることから、この委員会の活動はこのような行政課題に対応するために日本や東アジアの動向を知る必要があると考えて行われました。この報告書は、経済、国土、暮らし、健康、教育など県民生活にかかわる多様な行政分野に係るもので、今後の行政運営に役立てられると考えております。

お尋ねいただきました暮らし、健康分野についてでございますが、地域包括ケアシステムや平穏死など、超高齢化社会を迎えての持続可能な社会保障システムづくりなどについて議論が重ねられました。本県では全国よりも速いスピードで高齢化が進むと予想される中、こうした議論はこの分野での本県の行政運営に役立てられるものと考えております。以上でございます。

○野田情報システム課長 ただいま太田委員からマイナンバーに係るセキュリティー対策といいますが、個人情報漏えいの対策についてご質問がございましたので、内容についてご説明したいと思います。

マイナンバー制度は個人情報ネットワークを介して行政機関間で連携されることから、システムと運用の両面で、これまで以上に安全性の確保が必要であると認識しております。しかし、ことし6月に日本年金機構でインターネットを経由して個人情報が漏えいする事故が発生しましたことから、マイナンバーを利用する事務においてインターネットから完

全に分離するよう総務省から指示を受けているところでございます。住民基本台帳でありますとか税社会保障などの個人情報管理しています基幹系と呼ばれる業務システムについては、県内の全市町村においてインターネットとの完全分離がこの10月末をもちまして完了したところでございます。万一、情報漏えいにつながるセキュリティ事故等が発生した場合でも、運用委託先の民間事業者と連携して、情報漏えいの拡大を最小限に抑える初動体制に関しても整えているところでございます。

情報セキュリティに関する方針や事故発生時の対応ルールを定める情報セキュリティポリシーも県内全市町村で既に整備されておりまして、現在、新たに国が策定いたしましたサンプルを参考にしながらサイバー攻撃への対策内容を追加する作業を全市町村挙げて行っているところでございます。年々、サイバー攻撃の手口が高度化、巧妙化しておりますので、地方自治体では全国的にセキュリティ対策のための人材及び予算の確保に大変苦勞しているところもございまして、また、現在、県や市町村では個別に民間事業者とセキュリティ対策に関する契約を結んでいることございまして、対策の方法、範囲、レベル等にばらつきが出るという課題もありますので、国ではこれらの対応として、例えば都道府県単位でインターネットの出口を一本化してセキュリティ対策の導入、割り勘によるコストの抑制、人材の安定確保などを目的とした自治体情報セキュリティクラウドというようなものを構築しようという抜本的な対策も現在検討しているところでございます。奈良県におきましても、この方針に沿って市町村のセキュリティ対策強化支援ということで、技術的、人的な支援を検討、実施していきたいと考えているところでございます。以上です。

○中澤知事公室次長防災統括室長事務取扱 自衛隊の誘致と消防学校、広域防災拠点の整備についてのご質問にお答えいたします。

県では紀伊半島中央に位置する五條市に自衛隊ヘリポートを併設した駐屯地が配置されれば、県内はもとより、近い将来発生が懸念されます南海トラフ巨大地震による津波被害、これが想定される紀伊半島の海岸地域へも迅速な救援が可能となるなど、紀伊半島の災害に対する備えとして非常に大きなメリットがあると考えております。国の防衛計画の大綱におきましても、防衛力の役割というところに大規模災害等への対応が位置づけられています。このように、自衛隊にとりましても、南海トラフ巨大地震など大規模災害への対処が従前にも増して重要視されております。

県では、このような点も踏まえまして、五條市への自衛隊ヘリポート及び駐屯地誘致を

進めております。ただ、まずは、救援活動の拠点となる自衛隊のヘリポートの先行的整備を五條市とともに働きかけているところでございます。

防衛省では、本県のこのような考え方にご理解をいただいて、昨年度に引き続き今年度も予算を計上して、ヘリポートの配置検討に係る調査を進められております。また、来年度予算の概算要求にも、自衛隊の展開拠点確保に係る基本構想業務といたしまして約400万円を計上いただいております。このようなことから、防衛省が陸上自衛隊ヘリポートの設置につきまして否定をされてるというようには考えておりません。

また、駐屯地でございますけれど、防衛省では今、陸上自衛隊駐屯地を南西地域に整備するなど、予算面で余裕のない時期であり、駐屯地の奈良県内への配置についてすぐに対応いただくことが難しいということは承知をしております。しかしながら、自衛隊の部隊が県内に常駐すれば、大規模災害時にも県内への迅速な救援が期待できます。また、県民の皆様にも大きな安心感をもたらすことができますことから、自衛隊のヘリポートのみならず、部隊が常駐する駐屯地の誘致につきまして、引き続き五條市とともに粘り強く要望を続けるとともに、五條市民をはじめ県民の皆様の自衛隊誘致に対する理解促進にも努めてまいりたいと思っております。

一方、広域防災拠点の件でございます。大規模災害時に県内外への迅速な応援を実施するためには、救助要員のベースキャンプ機能ですとか救助物資の備蓄、あるいは集配機能、こういったものを有する県の広域防災拠点を消防学校とあわせて新たに設置することが効果的であると考えております。昨年度から新しい消防学校に必要な教育訓練内容、あるいは施設整備の構成、並びに、あわせて整備をいたします広域防災拠点の機能につきまして検討を進めているところでございます。また、大規模災害時には救助の中心となる自衛隊、警察、消防、この3つの組織が連携すれば初動対応において大きな力を発揮できると考えております。したがって、現時点では奈良県にとっての最良の姿と考えております自衛隊ヘリポートと隣接して、消防学校を併設した広域防災拠点の実現を目指しております。県の施設だけを整備するということは考えておりません。現状は候補地の絞り込みに向けた調査を行っておりまして、整備スケジュールを申し上げられる段階ではございませんが、防衛省が自衛隊のヘリポートの整備を決定していただければ、県が広域防災拠点及び消防学校の整備に先行して着手をするということは可能と考えております。なお、新しい施設が完成するまでの間も、現行の広域防災拠点、県営競輪場などがございますけれど、こういった施設や消防学校の機能を十分に活用をいたしまして、災害対応や教育、訓練に遺漏

のないよう取り組んでまいります。以上でございます。

○辻消防救急課長 救急搬送についてお答えいたします。

委員がご指摘のように、奈良県におきましても全国的な傾向ですが、近年、搬送者数、搬送時間とも増加しております。県では救急搬送につきまして、患者の重症度や緊急度に応じた適切な医療機関の選定及び搬送を目指しまして、平成23年1月ですけれども、傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準を定めました。さらに、この救急搬送ルールを支援するために、平成23年3月ですけれども、消防機関に、また平成25年4月には医療機関に携帯情報端末、iPadを配備しまして、この携帯情報端末を活用したシステムでありますe-MATCHを運用しております。システム運用後、現場での救急隊が医療機関に紹介する回数が1回で決定する割合の増加や、4回以上かかる割合が減少するなど、救急搬送の状況に改善が見られたところであります。

受け入れ側の医療機関におきましても、奈良県総合医療センターや県立医科大学附属病院でER型救急に取り組まれているところでもあります。6月にER型救急の受け入れ体制を標榜しています生駒市立病院が開院しまして、生駒市消防本部では搬送時間が短縮したところでもあります。救急搬送状況の改善には、消防機関と医療機関などの県内の救急にかかわります関係機関の相互の協力、連携が大切になります。この連携を目指しまして、県が主体となりましてe-MATCHのさらなる理解を進める取り組みや現場の課題を抽出する意見交換会を実施しているところでございます。この意見交換会で出されました意見を踏まえまして、医療機関選定にかかります時間を短縮するため、今年度、携帯情報端末の操作を簡略化するシステム改修を実施しています。今後とも、消防機関と医療機関の連携強化のためのネットワークの構築や、より使いやすくするためのe-MATCHシステムのさらなる改修などによりまして、救急搬送体制の充実に取り組んでまいり所存です。以上です。

○野添農林部次長担い手・農地マネジメント課長事務取扱 担い手の確保、育成についてお答え申し上げます。

本県の農業の担い手は平均年齢が約69歳と高齢化しており、年々減少しておりますことから、将来の本県農業の担い手の確保、育成が県として重要な課題であると認識しております。そのため、県庁及び県下4カ所の農林振興事務所に担い手ワンストップ窓口を設置いたしまして、農業経営や農業技術、国や県の支援制度などに係る相談に対しまして丁寧に対応を行っているところでございます。平成26年度は185名、延べ553件と多

くのご相談をいただいております、このうち154名、延べ248件が新たに農業を目指す方々からの相談でございました。また、就農までの研修期間または経営が不安定な経営開始初期に給付金を給付する青年就農給付金を積極的に活用いただいているところでございます。

この平成26年度の実績でございますが、研修中に給付をする準備型が33名、就農直後に給付する経営開始型は89名に給付を行っております。このほか、県におきましては意欲ある農業の担い手確保、育成に向けまして、新規就農のための県や国の支援情報の提供、県農業大学校での担い手の育成、先進的な農家での実践的な研修、農業機械や施設導入のための補助制度や低利及び無利子の融資、就農後、普及指導員によります農業経営のフォローアップ、さらには6次産業化などを目指す農業助手を募りまして、新たな農業ビジネスにチャレンジする人材の育成など、さまざまな支援を実施しているところでございます。県では意欲ある担い手が将来展望を持って農業経営を展開できますよう、今後ともきめ細やかに施策を講じてまいりたいと考えております。以上でございます。

○植田農林部次長企画管理室長事務取扱 TPPの大筋合意についてのご質問にお答えさせていただきます。

本県農業は都市近郊の野菜、果樹、花卉、茶などが中心でございます。畜産など一部品目を除きましてTPPの影響は他府県に比べて少ないものと考えているところでございます。県としては、これまでもTPPに参加する、しないにかかわらず、カロリー自給率を追求する国政に追従するのではなく、本県の特性を生かした奈良らしい農業振興を着実に進めることが重要であると考えているところでございます。具体には、高い品質で安全、安心な農産物を安定供給することを基本としつつ、川下産業でございます食品製造業、調理飲食業、宿泊業などとも連携できる事業モデルを構築し、6次産業化を進めてまいりたいと考えております。こうしたことを踏まえまして、仮称でございますが、奈良県農畜産水産業の振興と農村の活性化に関する基本条例と、それに基づく指針を策定いたしまして、引き続き奈良県の農産物のブランド化に邁進する所存でございます。やり方を工夫すればもっと販売額が伸びるものと確信しております。以上です。

○太田委員 それぞれご答弁いただきまして、ありがとうございます。

数点質問したいと思いますけれども、まず、東アジアの未来を考える委員会なのですけれども、先ほど、例えばということで、暮らしや健康ということでどうなのかというお問い合わせをさせていただきました。実際にこの報告書を見させていただきましたけれども、

日本と東アジア、あるいはユーラシア研究という観点での課題といたしますか、こういう角度から研究することによってどんな成果があったのかという点が、一般的な暮らしや健康、これから高齢化社会に向かっていくということはわかるのですけれども、ここで議論をする意義が一体どこにあったのかということがちょっと理解できませんでして、その点について再度、お伺いしたいと思います。

もう一つは、自衛隊の問題でございますけれども、知事もさきの本会議の中で、駐屯地ということ saying いたけれども、まずはヘリポートが来てくれたらいいのだと。先ほどもそういう趣旨のご答弁、ヘリポートが来るということが確約できればいいのだということであったのですけれども、私たちは駐屯地が来るのは非常に難しいと認識しているのですけれども、駐屯地のない自衛隊のヘリポート、あるいはヘリポートだけが先行して来る、自衛隊が来るということが過去にあるのかどうか、物理的に可能なのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

3点目に、農業の担い手育成なのですけれども、昨年の決算の中で、主要施策の中で新規就農者確保事業が行われていて、このときは執行率が63%、このような数字であったかと思うのですけれども、これは、この決算年ではどういう状況になっているのか、このことについてお伺いしたいと思います。

○青山知事公室次長政策推進課長事務取扱 日本と東アジアの未来を考える委員会の件でございます。暮らし、健康分野でどんな成果があったのかと、委員会の中で議論する必要があったのかというお問い合わせだと考えておりますが、日本と東アジアの未来を考える委員会というのは、奈良県の今日的あるいは将来的な行政課題に対応するためには、少なくとも日本や東アジアの傾向を知る必要があるということからスタートしております。今回、先ほどお答え申し上げました暮らし、健康分野についてでございますけれども、日本だけではなく、東アジアも今後、特に中国、韓国、シンガポールなどの高齢化のスピードは日本よりも早く進むと想定されております。日本が直面している高齢化の問題は二、三十年後の東アジアの問題でもありますので、この委員会で重ねられた議論は東アジアへの貢献にもつながるということから、当委員会で議論がなされたと考えております。

具体的な成果というご質問でございますけれども、報告書ができたからといって、それが成果ではありませんでして、そこで行われた議論を踏まえて、今後、暮らし、健康だけではございませんけれども、それぞれの分野が担当されるところでいろいろなご議論をいただいで、特に地域福祉や地域包括などでも議論がスタートしてきていることもござ

いますので、そういう形で、今後、形になっていくものだと考えております。以上でございます。

○中澤知事公室次長防災統括室長事務取扱 このような施設、ヘリポートを先行して、後から駐屯地という事例がどうかというご質問でございますが、先ほどお答えいたしましたように、県といたしましては南海トラフ巨大地震を見据えまして、五條市に陸上自衛隊のヘリポートと駐屯地、両方を必要と考えておりまして、要望も続けております。その中で、まずは救援活動の拠点となるヘリポートを先行的整備をという要望をしてまいりました。このような県の考え方につきまして防衛省にもご理解をいただいていると考えています。ご理解をいただいたからこそ先行的なヘリポート整備に対する調査費を予算計上いただいているものと考えております。

過去に事例はということでしたが、全ては承知してはおりませんが、少なくとも今回の事例につきましては、要望は防衛省に理解いただいていると考えております。以上でございます。

○野添農林部次長担い手・農地マネジメント課長事務取扱 青年就農給付金でございますけれども、平成25年度、63%の執行率であったものでございますが、平成26年度、約70%となっております。以上でございます。

○太田委員 それぞれご答弁いただきましてありがとうございます。

この日本と東アジアの未来を考える委員会の報告書で、今後につながるのだということだったのですけれど、少なくとも、私が見た段階では、これは一般的な暮らしや健康の課題が記載されているのですけれども、東アジアとの関連というのは非常にわかりにくいといえますか、その関連性が理解できませんでした。議会でもありましたけれども、この研究に対して公費を使うということについては、疑問を持っていると申し上げておきたいと思えます。

それから、広域の防災拠点と自衛隊のヘリポートの誘致の問題でございますけれども、私も奈良県でこれから30年の間に70%ほどの確率で南海トラフ巨大地震が起こると、その点では早急に広域防災拠点はつくらなければならないと思っております。一方で、自衛隊のヘリポートは、これはこの間、国にも聞いております中で厳しいと私は聞いております。県として、やはり早急にこの広域の防災拠点を計画を進めていくべきだと、計画を示していただきたいと申し上げておきたいと思っております。

担い手の育成につきましては、63%から70%と、新規の就農確保事業の成果が上が

っているということですので、この点では引き続き頑張っていたきたいと思います。

最後に、少し意見を述べておきたいと思いますけれども、県債残高についてでございますけれども、これは自前で返さなければならない県債の残高、これは注視していく必要があるということで、先ほどもこの点では下げているというご答弁でございました。しかし、一方で、交付税措置がされている臨時財政対策債、これも交付税措置が今後されるかどうかについては、100%確約があるかというところではないと思います。例えば、普通建設事業で私たちも問題にしておりますけれども、大宮通りを軸とした拠点整備や、奈良公園の整備など、やはり県民の中でも大きな議論がある点については、しっかりと県民の意見も聞きながら進めていただきたいと思います。

また、マイナンバーにつきましては、先日も報道がありましたけれども、マイナンバーの準備段階で企業との癒着が明らかになりました。私たちは、これは国民の願いからマイナンバーつくってくれと、このように言われたものではなくて、国民の所得や資産をつかんで、徴収や、社会保険料などの徴税強化です、こういった管理をしたい政府、あるいは、先ほどのこの事件でも明らかになりましたけれども、マイナンバーをビジネスチャンスにしたい、こういう企業の長年の要求から出発した、こういう点は否めないと思っております。国民のプライバシーがいろいろ取り組みはされておりますけれども、侵害されていいはずはないと思います。私たちはこの制度の見直しを求めるものでございます。

また、救急搬送につきましてもe-MATCHシステムが導入されましたけれども、まだこの導入の中で課題もあるということでお話されました。先ほど、照会件数のお話がありましたけれども、照会件数1回の割合も非常に奈良県は少なく、全国順位でいうと47位で、4回以上の割合も多いということで、奈良県の救急搬送については、e-MATCHシステムだけで全て解決するわけではなくて、受け入れの医師の体制の問題など、いろいろ課題はあるかと思えます。また、病院のほうでも議論を進めていきたいと思っておりますけれども、まずはこのe-MATCHを使っている病院の中でも、なかなかこの情報をタイムリーに伝えることができないとか、救急全体の状況というのをもっと詳しく知りたい、こんな要望もあるとお聞きしております。その点、しっかりと県でも現場の医師、医療関係者の話も聞きながら、e-MATCHが有機的に活用されるように求めておきます。以上でございます。

○和田委員長 太田委員、広域防災拠点の計画を立てること、要望を出されました。これについては要望だけでとどめていいですね。

○太田委員 はい。

○荻田委員 数点ご質問を申し上げたいと思います。

今、太田委員から仰せありましたとおり、e-MATCHシステムの導入、急患者、消防職員、そして病院と、こういう流れの中で、一刻を争う急患者、これに対応すべきe-MATCHシステムの救急搬送に荒井知事は一生懸命取り組んできていただいたにもかかわらず、今のお話を聞きますと47位であると。すなわち、救急患者を受け入れて救急車に乗せて、そして病院に搬送する時間、まだまだ道半ばであります。このことについて、医療の絶対的な責任であると思っています。だから、あえてこの場ではあまり申し上げたくはございませんけれども、総括の中でも知事に対して質問をさせていただけたらと。

消防職員の思い、現場の職員の思いというのは、大変なものだろうと思います。救急車の隊員が急患を受け入れて、そして病院を探す、e-MATCHシステムによりますこの病院あいてるよというところですが、大概、三角です。こういう中で、消防職員がいかに厳しい判断、そしてつらい思いで対応してくださっているのか、こんな思いをはせたときに、何としても県としてしっかりとした道筋を立てていかななくてはならないと思っています。ここで、消防職員のかかわって担当していただいている、私が今申し上げたことについて長岡危機管理監からご回答をいただきたいと思います。

次に、私どもの安倍政権によって地方創生をしっかりとやろうということで進んでまいりました。ひと・しごと・まち、この3点の好循環型社会を構築していこうと。今、予算では主に平成27年度からあるわけですが、平成26年度において、たしか地方創生のためにそれぞれの都道府県、各市町村からこういった事業をぜひやりたいと、そういう3点にまつわる地方創生に対して、この間、奈良県として取り組んできた事例、事業があればお聞かせいただきたいと思います。

それから、今、決算書を見ているのですが、奈良県の財政事情を決算、予算ともどもに見ておきますと、やはり義務的経費が半分以上を占めている。事業を何もしないでも、職員給与、公債費、そして扶助費、これによって50%を超している状況であります。このことは、財政の硬直化、さらには投資的経費や、あるいは一般的な通常経費になかなか予算措置ができ得ないというところでもあります。義務的経費はできるだけ40%、あるいは30%台に行くと非常にいいことなのでございますが、この人件費の占める割合は非常に高いということでもございます。この決算書を見てみますと、義務的経費が前年度よりも若干ふえているようでもございます。この要因は人事院勧告のアップやいろいろなことに

あるだろうと思いますけれども、この義務的経費はできるだけ少なくて済むように、40%台半ばに持っていけるように。努力は行財政改革についてやっていただいていると思いますが、この辺のことについての感想、あるいは今、申し上げた点について、ご答弁を総務部長からお願いいたします。

それから、「主要施策の成果に関する報告書」の10ページに、県有資産の有効活用ということで、いろいろなところでいろいろな統廃合をした中でも、高等学校にいろいろなものを、片桐高校跡もそうだったですし、いろいろなことを利活用していただいています。その中でも、奈良市に住んでいる者にとって、奈良市八軒町の奈良保健所跡、これがそのままになっており、付近の住民の方も不安に感じることもあるというお話もございまして、加えて、奈良市南紀寺の職員住宅跡も、これはもう売れているのかどうか知りませんが、ここも草が生え、防犯上よろしくないということもお聞きしておりますので、関連する管財課として、この話はどこまで進んでいるのだろうということもございまして。その辺についてお聞かせください。

それから、地域振興部で文化会館の改修工事について、昨年、ことしを含めて3回、不調になっていると。これについて、経緯、経過のご説明をいただきたい。

それから、地方創生の中でも、いつも申し上げております農業行政でございまして、きょう、農業研究開発センター所長心得にお越しをいただいております。ありがとうございます。一番気にしているのは、もうかる農業、農業経営のあり方について、随分申し上げてまいりました。長野県では、成功例としては、わずか4,000人ぐらいの人口でございまして、1,300メートルという高原地であって高原レタスが非常に好調でございまして、1農家3,000万円ぐらいの年間の収益を上げておいでになると。子どもたちも中学校までは川上村にあるのですが、高校、大学は東京、あるいは中部地方の高校、大学を卒業される。そして、直ちにリターンをして親の稼業を継いでおいでになる。そういった農業所得があるからこそ安定したまちづくりが進んでいるものと思っています。

だからこそ、奈良県の農業行政の中であって、今、太田委員がおっしゃっていただきました耕作放棄地も、かなりの面積が毎年増大しています。県の農業会議の中でもそんな話が随分ございまして。耕作放棄地を何としても改善する方向で取り組んでいかななくてはならない。加えて、きょうは農業研究開発センターからもお越しいただいている内容を申し上げたいのですが、今日まで農業研究開発センターで品種改良をやり、長年かけて成功した事例、品目、品種、これをおっしゃっていただきたい。先般、NHKのテレビを見ています

と、青森県が今度初めて特Aランクになりましたお米でございます。青天の霹靂というロゴマークで売り出しました。知事は、青森県では初めての出来事で、非常に歓迎をして一生懸命売っていきこうと、県を挙げておやりいただいているようです。ローマ法王に贈呈された、そのお米のところにローマ法王贈呈米というロゴマーク使ってよろしいですか。これはたしか石川県羽咋市でございました。神子原米と。みんなそういう形で努力をされている。こういう中において、今、知事は農作物をしっかりと売ろう、売り込んでいきこうということで、大田市場へ配送便を出していただいています。この配送便に係る県が拠出している経費と、実際にどれだけ収量として出荷をし、どれだけ収益を上げておいでになるのか、この辺をあわせてお聞かせください。

それから、攻めの農業にはそれぞれいろいろな手法がございます。TPP問題で重要5品目、奈良県はそう影響ないという答弁もいただいておりますが、この国全体の農業を考えたときに、なかなかそういう立ち位置にはならないと思っておりますし、農業に対する国の施策、攻めの農業、施策を、支援策をそれぞれ講じるようにJAなどは一生懸命取り組んでおられるようでございます。県としてもこの問題についてどう思われるのか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○和田委員長 萩田委員に申し上げておきます。地域振興部の文化会館の件は午後になりますので、よろしくご了承ください。

○長岡危機管理監 e-MATCHに関しまして、消防職員の思い、どう思っているかという話なのですが、時間が長いということについて、消防職員から言いますと、出勤して必ず病院にきちんと運びたい、極力早く運びたいと思っておられることは間違いないのでございますけれども、そういうことを早くするためにe-MATCHも入れましたし、医療関係のほうでもいろいろ対策を進めていただいております。頻繁に医療関係の方と消防職員と連携、会議をもちまして、どうすれば早く搬送できるかも日々検討しているわけです。一つ、これ以外にでございますけれども、救急搬送の救急車を使う事例として、軽症の方がたくさん使っておられるという事例もございます。そういう意味で、そここのところも適切な救急車の利用ということを県民の方々にも啓発していかなければいけないと、これは消防機関、それから医療機関もあわせて啓発をしているところでございますけれども、消防職員は、とにかく早く患者の方を病院に運びたいと思っておられます。

それから、課長の答弁にもございましたけれども、ER型救急を今、県で2カ所やっております。それから、生駒市立病院もそういうことを標榜されていると聞いてお

りますので、患者、それから消防機関、それから病院、これはうまく連携をとりまして、全国で後ろから3番目という長い搬送時間ということは非常に不名誉なことですので、一刻も早く、少しでも上に上がれるように、消防機関、それから医療を連携いたしまして対応をとっていきたいと思っております。以上でございます。

○青山知事公室次長政策推進課長事務取扱 地方創生に関するご質問でございます。どういう取り組みをしているのかということでございますが、まず、全体的なお話としまして、平成27年度中に、まずは地方創生を進めるにあたってどういうことをやってるかという総合戦略を策定する必要がございます。本県におきましても地方創生に関する課題や実現に向けての基本的な方向などについて検討を始め、庁内会議の場も活用しながら総合戦略の策定に取りかかってきたところでございます。その中では、基本目標、基本的方向、それから数値目標等を決定していく必要がございますけれども、国の総合戦略も踏まえ、県の総合戦略では基本目標を住んでよし、働いてよし、訪れてよしと設定し、本県の地方創生の具体的な施策をそれぞれ基本目標に位置づけてきております。

内容としましては、県重要課題を解決するために取り組んでいる数多くのプロジェクトを先ほど申し上げました3つの基本目標に沿って体系的に整理をしたものと考えております。

具体的には、住んでよしでは、全ての県民へ健やかで安心して暮らせるまちづくり推進のための取り組みなどを総合戦略に盛り込んでいくこととしております。それから、市町村のほうにつきましても、県がどういう連携をしているのかということで答弁をさせていただきたいと思いますが、総合戦略の策定にあたりましては、県と市町村が緊密に連携を図ることが必要であると考えておりまして、国からの情報提供等に対しましては市町村の所管部局より迅速に情報提供するとともに、各種の相談支援を行ってきております。今年度からはその総合戦略の策定に向けた県と市町村の連携や情報交換のため、市町村との実務レベルの連携会議等を過去4回開催して市町村の総合戦略策定等の支援をしているところでございます。

○野村総務部長 荻田委員から財政の硬直化に常に留意して県の財政運営を進めるべきだというお尋ねをいただきました。まことにございまして、ご指摘いただきました義務的経費の推移を見ましても、歳出全体に占める割合は年によってはばらつきがございますが、ずっと50%前後で推移していたり、あるいは、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費の推移につきましても、よく経常収支比率という率を使われること

がございますけれども、これにつきましても、本県では平成26年度決算で92%でございます。これはやはり高い率でございます、その財政の硬直化が進めばいろいろな自由な施策が打つのが難しくなるだろうということもございます、この点については常に留意しなければいけないと思っております。これはなかなか本県だけではできない部分も実はございまして、経済状況に伴う税収の問題でありますとか国の地方財政対策、その他というところにも影響しますので、この点につきましては即座にどの程度の数字がいいのかというのはなかなか難しいのでありますが、例えば全国に比べて自分の位置はどうか、奈良県の位置はどうかなど、そういうことを常に留意していかなければいけないと思っております。

そこだけ申し上げさせていただきますと、県の財政につきまして、経常収支比率は、例えば平成25年度の数字でございますと、全国平均の経常収支比率93%に比べますと90.4%ということで、全国平均に比べますとまだ少しは余裕があると思っておりますが、いずれにしても高い数字であることには変わりありませんので、将来のことを見越しながら、今後、義務的経費、扶助費などはどんどん上がって来ますから、留意して財政運営に努めていきたいと思っております。

また、一方で、先ほど荻田委員からお尋ねがありました地方創生の話でありますとか、あるいは将来の奈良県の税源の涵養につながるような産業振興施策でありますとか、あるいは福祉の充実であるとか、そういうこともきっちり手を打って行って、将来を見据えてバランスのとれた県の行財政運営に努めていかなければいけないと思っております。感想めいたことで申しわけございませんが、以上でございます。

○萱原管財課長 県有資産の有効活用につきまして、2点ご質問がございました。

県有資産につきましては低利用あるいは未利用資産につきまして区分をいたしておりまして、ご質問の2件につきましては整理資産という区分になってございます。旧奈良保健所につきましては、売却の方向で検討中でございます。現在、境界確定の作業中になっております。

もう一点、南紀寺職員住宅につきましては、こちらも売却の方向で手続中でございます、この施設につきましては平成22年3月末に閉鎖をいたしまして、平成22年度に実測を終わりました。平成25年度には境界確定を行いまして、来年度予算要求の中でアスベスト調査の調査費を要求する方向で考えております。以上でございます。

○谷川農業研究開発センター所長心得 よろしくお願いたします。農業研究開発センタ

ーでは、マーケティング、コスト戦略に基づく農業の振興を支援するため、研究の高度化に努めるところでございます。

委員がお尋ねのこれまでの研究成果ですが、まず、耕作放棄地の改善につきましては、平成26年度から耕作放棄地の再生と利活用技術の開発を行っております。

これまでの成果ですが、耕作放棄地の実態把握と土壌の実態に即した土壌管理技術の開発を行っておりまして、圃場の実態を調査しましたところ、状態によって雑草の種類が違ふことが判明しております。このことから、圃場の状態に応じた対策が必要ということで、来年度から低コストで効果の高い雑草対策技術を開発するために技術開発に取り組んでいきたいと思っております。

それから、品種改良の件ですが、イチゴにつきましては、産地の再興を図るため、平成12年にアスカルビー、平成23年に古都華など県独自の品種を育成し、2品種あわせて県のイチゴ栽培面積の44%を占める主要品種となっております。菊につきましては、需要の多い盆、彼岸に安定して出荷できる小菊品種として、平成24年に春日の紅を育成しまして、栽培面積40アールと産地への導入が進みつつあります。それから、大和野菜では、品質がそろって黄化の少ない大和まなの新品種を育成しまして、作付延べ面積は7.6ヘクタールまで進んでおります。

それから、平成26年度6月議会で承認いただきました奈良県農業研究開発計画・開発中期運営方針に基づきまして、研究の重点化のため研究の高度化を積極的に進め、オンリーワンの研究開発を目指しております。今年度中に日本一の生産量を誇り、生け花などに用いられている二輪菊で新品種の育成などを行うと、成果が出ております。それから、今年度中に、辛くない燃焼成分を持つヒモトウガラシ入りの新品種の品種登録を目指しております。それから、最後にお米の話なのですが、神子原米と、青森県で初めて特Aがとれました青天の霹靂のお話をされておりました。奈良県におきましては、平成4年にヒノヒカリを県の奨励品種に選定しまして、適正な水管理や肥料の施用技術など明らかにしましてその普及に努めた結果、米の食味ランクにおいて、平成22年から5年連続で品質、食味の最高評価である特Aを受けております。今後につきましては、持続して特Aをとれますように研究を続けたいと考えております。以上でございます。

○乾マーケティング課長 県の委託事業で行っております首都圏配送便につきましてお答えをさせていただきます。

この首都圏配送便は平成24年度から始めたものでございまして、昨年度、平成26年

度で言いますと、週に3回、東京の築地市場と大田市場に県の農産物をトラックで配送するという事業でございます。事業開始の平成24年度、年3トンの配送量から、昨年度実績で19トンの配送を行いまして、3年間で約6倍の配送の増加がございました。ただ、費用対効果、首都圏配送便の直接的な費用と売り上げについては、平成26年の実績でいきますと、週3便の配送にかかります委託費用が1,514万6,000円に対しまして、直接的な売り上げでいきますと1,359万2,000円となっております、費用が売り上げを超えている、まだまだ民間移行に可能な採算ベースに乗っていないという状況でございます。このため、今年度、県では首都圏でのプロモーションを充実させるとともに、首都圏配送便の民間移行も見据えまして、これまでの専用チャーター便から混載便にトラックの配送方法を変更いたしまして、出荷量が専用便の運行に見合わない場合でも臨機応変に対応ができるよう、費用対効果を考えた配送方法に変更したところでございます。以上でございます。

○植田農林部次長企画管理室長事務取扱 TPP大筋合意にかかわってのご質問にお答えいたします。

全国農業協同組合中央会の奥野会長がTPP大筋合意を受けて、農業生産を継続するためには関連法制度の整備や予算措置など、万全な対応が不可欠だとコメントを出されました。あわせて、森山農林水産大臣は、重要5品目の関税維持を求めた国会決議は守られたと。しかし、国内対策をしっかりとすることで初めて成就するだろうというコメントを出されております。こういうことから、県といたしましては農水省で何らかのTPP関連予算が出てくるものと思っております。平成5年のガット・ウルグアイ・ラウンドのときのよな6兆円という規模ではないかもしれませんが、何らかの対策があるかと思えます。

こういう中、県では先ほど太田委員のご質問にもお答えいたしました、高い品質で安全、安心な農産物を安定供給する、これが基本でございますが、あわせて、川下産業と連携して6次産業を進めたいと考えております。これらにかかわる関連対策の予算要求について11月に政府要望をしたいと、そういう予定でおります。以上です。

○荻田委員 まず、谷川農業研究開発センター所長心得にお尋ねします。

今、あなたのお話を聞いていますと、研究者という感じです。私が申し上げたいのは、農業者にどれだけの所得を得られるような施策を、いい品種づくりを進め普及活動を進めていくか、これなのです。あなたは研究者だから、私は研究しているだけなのですと言われてもらえばそれで結構です。だけど、私は農林部全体の、特に農業行政については、あな

私たちはもっと責任を持ってもらいたい。なぜなら、今申し上げたように、大和野菜、大和まな、これも非常に結構だと。ただ、東京への宅配便も支出と収入のバランスを考えたら逆になっていると。

ただ、荒井知事の意図するところはよくわかるのです。大和まなを東京へ発送して奈良県の野菜をどんどん東京で食べていただきたい、消費拡大をしていきたいという、その強い思いはよくわかるのです。だから、このことについて、あなたたちはどう思われるかということ、農林部長にも申し上げていますし、もうかる農業、農業経営をどうすればいいのかということは、あなたたちが先駆者として頑張ってもらいたいところなのです。

例えば、今、イチゴづくりがありました。アスカルビーだの、これは44%農家で作っておいでのなるのですと。ところが、奈良市のJAで作っておられる品種は皆、章姫です。なぜ、章姫が30年、40年と続いているかというのは、農業所得が安定しているから、この章姫という品種はやめられないと。ほかの品種ではだめだということなのです。農家にとって品種というのは、あなたたちが思っている話とは逆行しているのです。成功例として小菊などもあるでしょう。しかし、奈良県の各地、それぞれの高原から平たんから、いろいろな土地の状況や地質の状況だの、気象の温度差なども比べて、ここには放棄地がたくさんあると。ここはこういう土壤に適している、こういう品種を持って行って農家の皆さんにつくってもらおうと、それが一番大切なことだと思っているのです。だから、もうかる農業、農業経営をすれば必ずそういった農業集落についてはリターンとして子どもたちが舞い戻ってくる。そして、お父さんやそういう人たち、先祖の田畑を安定した耕作をしていただけるようなものがつくっていけるだろうと、そういうことで申し上げているのです。

これは私、口が酸っぱくなるほど知事にも申し上げてますし、いろいろな人にも申し上げています。一つの例として、あなたは特Aランクで、平成22年から5年間特Aランクで結構なことですというけれども、それではヒノヒカリがどれだけ全国にとどろいているのですか。消費拡大をするような、購買力を売り出すような、そういう得意先、そういったところに奈良県のヒノヒカリをどんと販売してください。青森県の知事は、NHKの放映がありましたけれども、本当に私たちにとっては待ちに待った特Aランクをいただいたと。そして、青天の霹靂という名前まで、ロゴまでつけて、取り組み方の心得が違うのです。農業研究開発センターは、品種改良さえやっていたらいいというのですか。それだけお答えください。

それから、このことについて、農林部長から総括的に私が申し上げた点についてどう思うのかいうことを聞かせてください。

それから、e-MATCHの関係ですけれども、何と言っても、病院の受け入れです。医者がいない。特に、休日、夜間は、どこの病院もていたらくです。今度、荒井知事が新しくできる六条山の総合医療センターに絶対に断らない救急医療体制をとろうということでおやりをいただく、この成果は医療圏にとって非常に効果があるだろうと思っていますが、その反面、実際にやってみて、結果どうなるのか。まだこれも、不安であります。そういった点について、消防職員がどんな思いをしながら現場でご苦労いただいているか、急患を、患者を何としても運び入れなければならない、短縮した時間でやらなければならない。一生懸命やっていたいでいるのです。そういう気持ちを知事もこういった思いをさせて、ああいう病院建設をされたのですから、部局横断的に、こういった話は県民の命を守るという意味ではしっかり取り組んでほしいと思っています。

それから、奈良保健所と、南紀寺の職員住宅の跡地利用について、もう売却するという事です。しかしながら、奈良市などには、土地利用という点では、何か市に対して、官公庁に対して、この場所は奈良市で譲り受けたいとか、そういう手続は一切とっておいでにならないのでしょうか。それをまず聞かせてください。

それから、義務的経費云々の話をしました。確かに財政力指数、あるいはまた経常比率なども一つの数値だろうと思いますけれども、いずれにしても、国の地方財政計画にのって、それぞれ予算組みをしてやっていく流れに構造的に財政規律を保っていく手法として、それぞれあると思います。しかしながら、硬直感を招かないような思いをぜひひとつ取り組んでもらいたい。その一つとして、私たちは議員の月額報酬を、この後、残任期間を入れますと1億4,600万円余の減額の条例を出したわけでございます。いずれ、心あらば、県の三役もそういった方向に減額をされるものと思っておりますけれども、その辺も含めてしっかりと財政硬直化につながらないように取り組んでいただきたいと、このように思うわけであります。

○和田委員長 6つの質問をしていただきましたが、よろしいですか。

○荻田委員 はい。それで結構です。

○和田委員長 再質問で1点出ました。

○谷川農業研究開発センター所長心得 委員、厳しいご指摘、どうもありがとうございました。

○荻田委員 厳しいこと、ないです。

○谷川農業研究開発センター所長心得 はい。私どもの研究の決定にあたりましては、決して研究員だけで決めてるわけではございませんで、生産者のほうに、現場に一番近い普及の職員と、あと行政と、3つの機関が一緒になって決めております。絶えず研究だけをするんじゃなくて、農家の所得向上を目指した研究というものをいつも意識して研究しております。

○荻田委員 いや、だから、奈良県のいわゆる……。

○和田委員長 荻田委員、一問一答でいきますか。それとも……。

○荻田委員 それでは、後で。

○福谷農林部長 荻田委員から、農業研究開発センターの対応も含めて、全般的にこれからの県農業行政をどうするのかというようなご質問であったと思います。

農林部次長からもご答弁させていただきましたように、国の攻めの農業に対する奈良県の施策といたしますか、何点か、平成27年度で行ってる部分もございます。例えば、高品質レベルのものを供給しようと、もちろんブランド化を図るのは当然でございますが、それよりも上の品質のもの、例えば糖度が何度以上のものをプレミアム的なもので販売していったらどうかというようなことも含めて、今、検討をしております。また、地域の農産物を活用した物語性や素材の特徴を生かした魅力ある商品開発の支援もやっていかなければいけない。加えて、当然、引き続き首都圏への売り出しもやっていかなければいけない。種々やっているわけですが、ご意見にもありましたように、農家の所得を上げることがやはり大前提であろうとも考えております。

そのようなところから、個々の農家の方の意見がうまく吸い上げてその施策に展開できるように、先ほど農業研究開発センター所長も申しあげましたけれども、より現場に近いところ、農林振興事務所でございますが、普及員を配置して、きめ細かく対応もして、生産から販売まで一貫通貫した指導を行うこととしているところでございますが、いずれにしても、結果を出さないとなかなか口で言っているだけでは仕方がないので、できるだけ結果を出す、農家の所得が上がるようなことを前提に考えて積極的に対応してまいりたいも思っております。また、加えまして、輸出の関係も改めてTPPの関連上からも関係してくると思いますが、輸出の対応も含めて検討をしているところでございます。以上でございます。

○萱原管財課長 ご指摘いただきました2点の施設につきまして、先ほども申しあげたけ

れども、整理資産ということで売却に向けて検討しているところで、まだ売却に向けての基本調査を所管課で準備をしている段階ですので、現在のところは奈良市への照会というところまでは至っておりません。今後、基本調査あるいはクリアすべき点を踏まえまして、両件とも奈良市所在の施設でございますので、地元の意向も確認して検討していきたいと考えております。以上です。

○荻田委員 県有地の跡地利用ですけれど、一つ提案があるのです。それは、奈良市とよく協議もしていただかなければいけないのですけれども、春、秋の行楽シーズンに、循環道路にバスをとめるところがないものですから、ずっと何回も回る。それによって八軒町周辺は、市立病院から大森町まで、ずっとつかえて動かないということなのです。循環道路の中で八軒町というバス停があります。その通りは、信号から信号まで、やすらぎの道から八軒町の信号のところまでお店屋さんがあります。その裏は保健所の施設です。それを後退をしていただく、あるいは何とかその地域の方々に、今の道路面にあるお店屋さんを後退をしていただくのもひとつ渋滞の解消になるのではないかと、こんな思いをしておりますので、その辺はそれぞれ交通網体系もあるでしょうし、よく考えていただいたらありがたいと思います。これは要望しておきます。

それから、農業は今、6次産業だの、なら食と農の魅力創造国際大学校もでき、いろいろ立派な施設ができました。非常に華やかです。しかし、片や農家の皆さんの農業所得というのは大変なものです。研究者は研究しかしないというようなことです、私に言わせると。研究をやっていればそれでいいと。特Aのヒノヒカリのお米ができた。そしたら、このヒノヒカリ、何としても市場開放して大きく購買力を持つように、農家の皆さんが抛出をしても安定したお金でやっぱり収益を得れるような方策を考えていこう、全国都道府県、米を売るときにいろいろなロゴマークを使っています。お茶でもそうです。もう、皆そうです。だから、本当にそこまで考えていただいているのか。

まずひとつ、時代の流れで変わってきたのは農協です。農協は今や農業普及員といった方々が本当少なくなりました。もう皆無に等しいです。ところが、今はどうでしょうか。あなたは普及職員が農家の皆さんと話をしておっしゃるけれども、なかなかうまく立ち入っていないのではないかと。今現在、普及職員として技術職員がどれだけおいでになるのか、私はわかりません。しかしながら、目に見える形で農家がもうかるような農業経営のその地に合った適宜、適作の品目を、品種を何としても農家の皆さんに普及宣伝、普及活動をしてもらうことも、やはりその地域に人が集まってくる、それによってひと・まち・

しごとが展開できるということを私は思っています。だからこそ、この辺は地方創生に特化して、リターンして帰ってくるというようなもうかる農業経営のあり方、そして何としても農業の力を入れていただきますよう、農林部としてこのもうかる農業づくりはどうしたらいいのかと。今、女性で、角山次長もここで一生懸命頑張ってくれています。だからこそ、女性から見てこの農産物をつくれれば一番いいというようなことも、全庁的に皆さんとともに農業の底上げをしていただけるように、ぜひひとつやっていたきたい。それがすなわち耕作放棄地が少なくなっていく一つの原動力になるものと思っています。

いろいろ申し上げましたけれども、財政の規律を守りながらもしっかり取り組んでいただきたいと思います。以上で終わります。

○和田委員長 委員の皆さんにご理解とご協力をお願いしたいと思います。

時間に限りがございます。言いたいことはたくさんあるでしょうが、簡潔、明瞭によりしくお願いしたいし、また、理事者側にも簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

もう一点、委員の皆さん、発言をしていただくとき、要望まではわかりますが、要望からさらにこの要望についてどう思われますかと尋ねるならば、きちんと質問を重ねてください。要望しておきますであれば、要望で終わりということにしておきたいと、このように思います。その点、明確にさせていただくことをお願いいたします。

それでは、発言を求めます。

○池田委員 自由民主党の池田慎久でございます。

平成26年度の一般会計決算を見させていただきました。歳入が4,903億円で、対前年度比46億円の増、歳出が4,818億円で対前年度比83億円の増と、収支差し引き額85億円から翌年度へ繰り越すべき財源、これ59億円を差し引きますと実質収支が26億円となったと、こういう決算でございます。歳入を見ますと、県税が1,077億5,800万円で0.8%の増加、地方消費税清算金が21.8%増加の259億5,100万円となっております。また、地方交付税につきましては1,507億3,200万円と2.0%の増加となっております。一方、県債でございますが659億7,000万円で9.2%の減少となっております。特に投資的経費に充当する通常債につきましては引き続き発行抑制していただくなど、先ほども委員の質問にもございましたけれども、極力この借り入れについては抑制をしていただいているということで、この財政運営並びに決算状況については、私どもの会派としてもおおむね評価をいたしているところでございます。

しかしながら、少し気になる点がございまして、数点質問をさせていただきたいと思っております。

まず、歳入についてでございます。県税の徴収率の現状についてご説明をいただきたいと思います。もちろん徴収についてはご努力いただいていることは理解をしておりますけれども、全国的に見ても徴収率が低いと言われております。この原因についてもどのように分析をされているのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○北條税務課長 委員からは、県税の徴収率の現状、対策、そして全国順位の状況、原因等についての質問がございました。

まず、県税の徴収率ですが、平成26年度末時点におけます本県の税徴収率につきましては、全て合わせたものですが、県税計で96.5%となっております。前年度比0.4%アップとなり、過去20年間では最高の徴収率となっております。税目別では、法人県民税99.1%、個人県民税94.7%、法人事業税99.4%、個人事業税96.6%、不動産取得税84.7%、ゴルフ場利用税99.9%、自動車税96.7%、軽油引取税が97.1%となっております。委員がお述べのように、厳しい財政状況のもとで貴重な自主財源であります県税収入を確保するため、県税の徴収強化を図っていくことにつきましては喫緊の課題であると認識しております。滞納案件の圧縮及び徴収確保を図るため、差し押さえ件数などについて数値目標を設定し、また管理職によります進行管理を徹底しまして、平成27年度における徴収の取り組みの強化を図っているところでございます。また、納期内納付率の向上や自主納付の推進にも取り組んでおりまして、県民の利便性の向上のため、クレジット収納やコンビニ収納、マルチペイメントネットワークを利用した電子納税など収納手段の拡大にも取り組んでおりまして、24時間いつでも納付いただけるような環境を整えております。

それから、全国順位についてのご質問がございました。平成26年度末時点における本県の徴収率、先ほど申し上げましたが、合計しまして96.5%となっております。全国順位では46位となっております。全国平均では合計しまして97.4%となっております。全国平均よりも0.9%低い状態となっております。

この原因であります。本県の特徴としまして、法人数が少ない、また、県外就業率が高いため、比較的徴収率が高い法人二税や地方消費税の県税に占めます構成比が低く、また、徴収率が比較的低い個人県民税や自動車税の構成比が高いという本県の構造的なことが主な原因と考えられます。奈良県の個人県民税が県税に占める割合は44.5%となっ

ておりまして、全国1位でございます。法人二税が占める割合は15.1%ということで、全国46位となっております。地方消費税が占める割合は7%で、全国47位となっております。ちなみに、47位の最下位となっておりますのが埼玉県でございまして、埼玉県も個人県民税の占める割合が全国2位、法人二税の占める割合が全国44位、地方消費税が占める割合が全国43位となっております、ともに大都市のベッドタウンであり、また、県外就業率が高く消費が大都市に流れているという、同じような状況にございまして、そういったことが主な原因で徴収率の全国順位が低くなっていると考えております。ただ、その一方で、税目別に比較してみますと、不動産取得税や自動車税が全国平均より下回っていることから、自動車税、不動産取得税の徴収対策にも重点的に取り組んでいるところでございます。

今後も税収確保並びに納税秩序維持の観点から徴収の取り組みを効果的、積極的に実施することで、徴収率だけではなくて全国順位についても向上を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○池田委員 徴収率は全国的にはまだまだ低いということでございます。その原因についても、今、ご説明をいただきました県税の構造といいますか、組成に原因があるということでございます。

ただ、比べますと、個人県民税、徴収率がまだまだ低いという状況が出ております。この個人県民税の徴収にあたりまして、市町村のご努力が大変重要になってこようかと思えます。この市町村との徴収強化に向けた取り組みについてご説明をいただきたいと思えます。

○北條税務課長 個人県民税の徴収対策についてお問い合わせをいただきました。

個人県民税の占める割合は県税収入の中で約44%と最も高くなっております。また、県税の収入未済額36億円のうち個人県民税は24億円を占めておりまして、約3分の2が個人県民税となっております。税収確保の観点から、個人県民税の徴収対策が重要課題となっております。

個人県民税につきましては、地方税法第41条の規定によりまして賦課徴収が市町村に法定委任されていることから、県としましては従来より個人県民税の徴収対策としまして、市町村との連携を図りまして、県税務職員の市町村派遣や地方税法第48条による直接徴収等を実施しまして徴収強化の取り組みを実施してきているところでございます。また、平成24年度からは、総務部内に地方税滞納整理本部、本部長は総務部長でございしますが、

本部を設置いたしまして県税務職員の市町村への常駐派遣を行うとともに、奈良及び中南和県税事務所に地方税滞納整理課を設置いたしまして県職員の市町村の随時派遣や、また、11月、12月を市町村と県の協働で徴収強化月間と位置づけまして、市町村と県が一緒になって徴収強化に取り組んでおります。11月には市町村と県の不動産合同購買を実施する等の徴収対策を実施しているところでございます。

また、本年度につきまして、市町村連携のならモデルといたしまして、天理市と、あと、2市連携による協働徴収を実施しております大和高田市、香芝市に対しまして、おのおの2名の県の税務職員を派遣しております、このような取り組みによりまして市町村の徴収技術の向上及び県と市町村の協働徴収対策の強化に努めているところでございます。そういった取り組みで、個人住民税、県民税も含めまして地方税の収入未済額の圧縮を図っているところでございます。以上です。

○池田委員 ご努力はいただいているということでございますが、決算を見ましても36億円に上る県税の滞納と申しますか、収入未済がございまして、これは大変大きな数字でございまして、これは言うまでもございませぬし、本来入るべきお金でございまして、さらなる努力をお願いしたいと思っております。

あわせて、この未収金についてもお尋ねしたいと思っております。税外の未収金、この主なものを上げていただきたいと思っております。金額もあわせて上げていただきたいと思っておりますし、この未収金回収に向けた対策と申しますか、方策について、今、どのように取り組んでおられるのか、このあたりもお聞かせいただきたいと思っております。

○阪本行政経営課長 未収金の状況についてご質問いただきました。

税外の未収金ではございますが、全部で41億1,900万円ございまして、その主なものにつきましては、中小企業の振興資金の貸付金が約15億800万円、それから高等学校や大学等への奨学資金が約14億900万円、それから県営住宅の家賃等への未収金が3億5,000万円、それから母子・父子・寡婦福祉資金の貸付金につきましては未収金が1億1,000万円となっております、これで税外未収金の約8割強を占めている状況でございまして。

それと、未収金の対策につきましては、歳入の確保と負担の公平性という観点から、重要なことであると認識しております。未収金の回収に向けた対策といたしましては、庁内の関係課によりまして未収金対策推進連絡会議を設置いたしまして、部局横断的に情報交換、情報共有を行っております。その各担当課においても、債権管理に関するマニュアルを作

成いたしまして、未収金の対策に対する取り組みを進めているところでございます。

また、平成25年度には適切な債権管理、それから未収金対策の取り組みの基本的な事項について定めました、税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針を策定いたしまして、全庁的に周知を行いました。今年度は、さらに一步進めまして、未収金の回収に取り組む職員が人事異動などで入れかわった場合でも基本的な債権回収のノウハウが実践できるように、税外債権の管理マニュアルを当課で作成いたしまして、配付したところでございます。

そのほか、債権管理に係りましては、基礎的な法律知識の習得のために、弁護士を講師といたしました研修会を年2回開催いたしました。また、各所属において債権回収の対応が困難となっておりますような事例につきましては、弁護士による法律相談会も開催いたしまして、適切な債権管理と回収の強化に向けて支援を行っているところでございます。以上でございます。

○池田委員 未収金の回収に向けた取り組み、全体としては前年度と比べますと増加しておりますので、大変重要な課題と受けとめております。ぜひ、引き続きご努力をしていただきまして、取り組み強化、こちらも税と同様に税外につきましてもお願いしたいと思っております。

続きまして、ゴルフ場利用税の県及び市町村の収入額についてお尋ねしたいと思います。今、平成26年度の決算でどのようになっていますか、ご説明をいただきたいと思っております。

○北條税務課長 ゴルフ場の利用税の税収につきましては、平成26年度で約9億1,200万円となっております。平成4年度のピーク時に比べまして、約半減している状況でございます。

これに伴いまして、市町村に交付されるゴルフ場利用税交付金でございますが、税収の7割をゴルフ場が所在する市町村に交付しております。この交付金もゴルフ場利用税と同様、減少傾向にあります。平成26年度におきまして、約6億2,700万円を8市3町2村に交付しているところでございます。

市町村別で申し上げますと、平成26年度の交付金額の多い順に、奈良市が2億7,500万円、宇陀市が6,100万円、山添村が6,000万円などとなっております。以上でございます。

○池田委員 ありがとうございます。このゴルフ場利用税の存続、廃止、国で議論になっているところでございまして、ご承知のように、この9月議会で各党派のご協力もいただ

きまして県議会として、国へ意見書を上げたところでございます。県も同様に、ゴルフ場利用税の存続については求めておられるということでございます。我々県議会と県、そして当該の市町村と力を合わせまして、国への働きかけ、さらに継続してやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、歳出について質問をさせていただきたいと思っておりますが、その質問に入ります前に、一言意見を申し上げたいと思っております。何かといいますと、不用額と繰越額についてでございます。

不用額につきましては、昨日の各部局から説明の中で、それぞれ理由が説明されたところでございますけれども、議決をされた予算であるということに鑑みますと、多額の不用額というのはあまりよろしくないと考えております。財政状況を見ましても、先ほど来議論がございますけれども、全国的には悪くはないというものの、やはり本県の財政状況、弾力性を失いつつある、硬直化が進んでいるということはもう間違いありませんので、決して余裕がある状況ではないということが言えると思っております。予算段階での絞り込み、精査をぜひお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、あわせて繰越額につきましても同様に、それぞれの事業がございますけれども、さらに努力していただきまして、年度内の執行に努めていただきますようお願いしたいと思います。これは皆さんにお話をするというよりも、それぞれの担当の部局にお願いをすべきところではございますけれども、まず冒頭申し上げておきたいと思っております。このあたりの財政運営についての方針、考え方については、総括で知事に改めてお伺いしたいと思います。

それでは、歳出について質問をさせていただきたいと思っております。総務部所管についてでございます。

人材組織マネジメントと財政マネジメントの中で、戦略的な人材の育成に努めていただいているということで、実践的かつ効果的な研修を実施したりとか、あるいは職員の民間企業等への派遣研修をされたりということで、研修にも非常に力を入れていただいているということは決算書を見ても理解いたしております。とりわけ若手の職員の登用について、今、どのようにお考えになって取り組んでおられるのか、ご説明をいただきたいと思っております。

○**枅井人事課長** 職員の年齢構成に触れさせていただきたいと思っております。団塊の世代の大量退職や、平成11年度から平成26年度にかけて実施してまいりました定員適正化計画

等により、退職者数よりも新規採用者数を抑制した影響から、20歳から30歳代の若手職員層が少なく、45歳以上の高齢職員層が多いというバランスに今なっております。このような状況から、職員の年齢構成上、人数が多い50歳代の管理職層の退職を見据え、これまでからマネジメント力ある将来の管理監督者を養成するため、積極的に若手職員の登用を進めているところです。

昇任について具体的に申し上げますと、本県における平均的な昇任年齢は、課長級が50歳代前半、課長補佐級が40歳代後半、係長級が40歳代前半となっておりますが、平成27年4月1日付で課長級に3名の49歳の職員を登用、課長補佐級に4名の44歳の職員を登用、係長級に4名の37歳の職員を登用しております。また、職員の意欲や希望を人事に反映させるため、平成12年度からでございますけれども、庁内公募を実施しております。意欲のある若手職員が課長補佐級や係長級職員に応募できる制度を運用しております。平成27年4月向けの公募の結果ですが、課長補佐級に5名、係長級に2名の応募がございまして、そのうち課長補佐級に3名、係長級に1名を抜てきしたところです。

このほか、平成21年度から職員の年齢構成の平準化を図るため、職員数が少ない30歳から35歳の方を対象に、社会人経験者採用試験を実施し、即戦力となる人材を採用しております。今後、能力のある職員は、入庁後の年数にかかわらず、係長級への登用を行っていきたいと思っております。

今後とも多様化、高度化する県民ニーズや社会情勢の変化に対応できるよう、年齢にとらわれることなく、仕事に対するやる気とモチベーションの高い若手職員を積極的に登用していきたいと考えているところです。以上です。

○池田委員 ありがとうございます。ぜひ若い柔軟な発想が、この県政運営に、これから特に重要になってくると思っておりますので、ぜひそのあたり留意をしていただきたいと思います。今、ご答弁にもありましたように、やる気や意欲のある職員が大変多いと、県の職員を見てそのように感じております。ぜひ組織として全庁的にこういった取り組みをしていただきたいと思いますし、あわせて、今、女性の時代と言われております。女性の幹部職員、もっともっとふやしていただきたいと思いますし、女性の視点といいますか発想といいますか、これも大変重要だと思います。きっと県政の運営にいい形で生かされると考えておりますので、女性の登用についてもあわせてお願いをしておきたいと思っております。

最後になります。行政経営マネジメントプログラムを見せていただいております。現在

のマネジメントプログラム、平成26年度が初年度となっております、3カ年計画でございます。95項目にわたってマネジメントの全面的な展開、公表、対話を文化とした行政経営、業務の改善、ワーク・ライフ・バランス、内部統制、これを柱に今取り組んでいただいているということでございますが、この行革の取り組み状況、今どのようになっていますか。また、あわせて具体的な行革の成果について、平成26年度でどのような成果があったのかお示しいただきたいと思っております。

○阪本行政経営課長 現在行っております行政経営マネジメントプログラムにつきましてのご質問でございました。

このマネジメントプログラムにつきましては、地域の自立を図りまして、暮らしやすい奈良をつくるという政策の実現のために実行しているものでございまして、平成26年度から平成28年度までの3年間にわたって実行しているものでございます。

プログラムは先ほど委員がお述べのように、エリアマネジメント、人材組織のマネジメント、財政マネジメント、ファシリティーマネジメント、アセットマネジメントの5つのマネジメントのほか、公表、対話を文化とした行政経営などの項目について取り組んでいただいております。

これは、3年を一区切りとして取り組みをしておりますが、1年目、平成26年度の取り組み状況について申し上げますと、全96項目のうち、計画どおり実施できているものが89項目、一部実施にとどまっているものが7項目となっております。一部実施にとどまっているものにつきましては、奈良県の西和医療センターの設備につきまして、これ、平成26年度につきましては基本計画の策定の方針検討を行うという予定でございましたが、移転場所の調査、交渉に時間を要したということで検討が十分できていなかったということでした。そのほか国庫支出金の活用につきましては、補助事業につきまして、一部採択がされなかったというようなことがございました。

また、公共工事におけるコスト縮減の推進につきましては、建設資材、人件費の高騰によりまして、コスト縮減が十分に行われなかったということが反省点でございます。これらにつきましては、実施方法の検討や、年次計画の見直しなど、所管する所属と調整を行いながら、取り組みの内容の推進に向けて対応しているところでございます。以上でございます。

○池田委員 ありがとうございます。ただいまのご答弁では、96項目のうち89項目が予定どおり、計画どおり進んでいると。7項目については一部実施、おくれも見られるけ

れども、今、お述べになった理由であると、こういうことでございます。財政の運営、また行革、これ大変重要だろうと思います。私は奈良市議会出身でございますので、奈良市議会はもっと大変な状態、赤信号でございまして、財政非常事態という状況の中で仕事をまいりました。県の財務状況を見ますと、随分まだゆとりはあるというようには感じておりますけれども、先ほど来指摘をさせていただいておりますように、今後を見据えますと、そんなに悠長なことは言っていられないということは、もう間違いありませんので、ぜひ財政運営、それから行革、このあたりについて引き続きご努力いただくことをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○和田委員長 委員の皆さんで4名ないし5名、まだ質問がございます。できるだけ委員のご発言、ご協力をお願いしたいと。どなたの発言も大切なことだと思います。けれども、よろしくご理解、ご協力をお願いします。(発言する者あり) 適当なところで判断させていただきます。

○安井委員 常任委員会、私は経済労働委員会に入っておりますが、そのときにも申し上げました件です。

今、奈良県の北部でどんどん進行していますナラ枯れのことについて、例年これは被害が拡大していくという状況ですので、さらなる強化をお願いするものでございます。これは県の北部、私は生駒に住んでおりまして、特に生駒の中部から北部、奈良市の北部にかけて被害がふえているように思います。発生したのは4～5年前からだそうですけれども、年々、その被害範囲が広がってきていることに対しては、農林部、森林関係の皆さん方にとってもより悩ましい問題であると思っています。

これには人的な応援といいますか、対策、対応、そういったものが当然望まれるわけですし、また、一方では財政が逼迫しているという状況の中、役所のことですので、予算的な面で確保にも非常に苦勞しているような様子も聞いておりますけれども、こういった被害に対して、いち早く認めていくということが最も課せられた課題であります。この被害が拡大するという意味では、発生した地域から見ますと、自分の県で十分な対応ができないがゆえに隣の市町村や県に伝染していく。伝染していくというのですか、被害がふえていくということが言えると思うので、奈良県で食いとめていくほうが、次の被害を食いとめていくということにつながっていくと思うので、今の現状、どのような対応と対策とられているのか、再度、お聞かせいただきたいと思います。

○伊賀森林整備課長 委員がお述べのナラ枯れ病は、ナラ類、シイ・カシ類の樹木を枯ら

すナラ菌をカシノナガキクイムシが媒介することにより被害が拡大する樹木の伝染病で、以前から見られるものです。ナラ菌を媒介するカシノナガキクイムシを防除することで、被害の拡大を防ぎます。

県では、関係市町村、国、県の関係各課及び研究機関を構成員とした奈良県ナラ枯れ防除対策協議会を開催し、被害地の情報収集に努めるとともに、共同して効果的で効率的な防除対策の検討及び周知するなど、面的な取り組みを行っているところです。さらに、近接する各府県でも、多くのナラ枯れ被害が発生していることから、今月末には近畿地区ブロック会議を本県で開催するなど広域的な連携も図っているところでございます。また、県下全域の被害状況を把握するため、先週、ヘリコプターを利用した空中からの調査を実施し、現在、その分析を行っているところでもございます。

一方、防除対策としましては、ナラ枯れ病で枯れた木を伐倒、玉切りし、薬剤による薫蒸で枯損木内のカシノナガキクイムシを駆除する伐倒薫蒸処理と、ナラ菌の被害を受けたものの枯れていない被害木を地際より約2メートルの高さまで幹をビニールシートで被覆し、翌年度にカシノナガキクイムシが脱出できなくするビニール被覆という方法があり、実施する時期は虫がさなぎになって越冬する1月から3月が効果的でございます。

県は、市町村が実施する防除に要した経費の2分の1を補助しており、その対象は、ナラ枯れ被害により景観や森林生態系の保全に影響を与えるおそれがある森林、枯損木が倒れたり、枯れ枝が落ちたりした際に、一般県民に重大な被害を及ぼすおそれがある森林など、被害対策が必要な民有林となっております。

なお、平成27年度の予算としましては、800万円あまりを確保しており、現在、市町村からの要望を取りまとめているところでございます。今後も引き続き、市町村と連携しながら、早期に的確な対策を実施することで被害の拡大の防止に努めてまいりたいと思います。以上です。

○安井委員 十分な対策をお願いすると同時に、先ほど申しました予算的な面で、森林環境税を使ってやるのだという1つの裏づけはあるのですけれど、被害が広がるがゆえに、予算的な圧迫というのですか、この事業の2分の1を県が補助するということですが、財政的な圧迫はもう避けて通れないと思うのですが、市町村の事業に対しての補助は、財政を圧迫してでもやっていくという、そういう強い意思はあるのかどうか。

もう一つは、民有地というのですか、個人で持つておられることに対する補助でもあると思うのですが、生駒市の北部では、金剛生駒国定公園といいまして、国定公園に指定

された地域の中でナラ枯れが発生しているということについては、農林部だけではなく、その公園を管理する立場からしてもそういった、今、紅葉の時期でありましてよくわからないのですが、夏ごろから、枯れた木が目立っている状況を思いますと、やはり公園というイメージからすれば、農林部だけではなく広く県の公園管理をする意味から、予算を拡大していくべきではないかと思えます。

さらなる被害を防止するため、さらなる努力をしてもらいたいという意味で、公園を管理する、そういう広い意味で県を挙げて防止していただくような対策を十分講じてほしいという、これはもう要望しか仕方がないので、これは聞きますと、北陸地方から関西地方に蔓延してきたということらしいのですけれども、これから奈良よりもっと南に、東のほうへ広がっていくことを防ぐためには、奈良県がしっかり防止してやるということが、次につながっていくと思うので、さらなる十分な対応をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。要望しときます。

○川口（延）委員 先ほど荻田委員から、奈良県の農業行政ということでご質問が1点あったかと思えます。

「主要施策の成果に関する報告書」の中で、大和野菜についてご質問させていただきたいと思えます。

伝統野菜、地方品種は、それぞれ特定の地域の環境と、それをもとにして生まれた特性、それを知った上での独特の栽培技能、風味と、それを生かす調理加工法が一体となって初めて、伝統野菜となると思っております。

一方で、地域振興のためには、経済効率を狙えば生産拡大、産地の広域化が必要となり、大量生産、大量供給という面も必ず必要になってくると思っております。この二面性をどう調整していくのが伝統野菜、地方品種の復興の鍵となっていくのかと思っております。

そこで、県の県産農産物の販売促進のために、大和ブランド化というものが必要不可欠だと思っております。しかしながら、県がリーフレット、こういったデザイン的にはすばらしいものと思っております。裏には伝統野菜ということで紹介もいただいているのですけれども、この伝統野菜の定義というものがあまりにも曖昧で、誰がつくってもどんな形でもつくっても、なかなか特定しにくいというのが1つの問題点かと思っております。そこで、大和野菜の定義をどう定めていくのか、1つ伺いたい。

それともう一点、農家が昔から自主採種をしている種であります。本当にばらつくということで、優良系の選抜をするなど、より付加価値をつける施策をつけ加えることが必要

かと思いますが、この2点についてお尋ねいたします。

○和田農業水産振興課長 大和野菜についてお尋ねでございます。

現在、大和野菜につきましては、委員がお持ちのパンフレットにも書いている定義でやらせていただいています。平成17年10月からスタートさせていただきまして、現在、25品目認定しています。概要は、大和野菜につきましては、大和の伝統野菜と大和のこだわり野菜ということで定義していますが、これらにつきましては、先ほど申しましたように、平成17年に制定してから10年たちまして、ある程度、県民の皆様にも大和野菜というものに親しんでもらったかと思うのですけれども、委員がご指摘のように、その定義の方法等、また今後のPR方法等につきまして、再度、考え直したらいいのではないかと県でも考えております。

大和野菜の名称は徐々に周知されましたけれども、いろいろな意味で品目ごとに生産拡大、またブランド化など振興方策を明確にする必要があると、現在、我々は考えております。例えば大和まなや千筋みずな、こういったものにつきましては、県域全体で販売、または生産拡大を目指していきたい品目と、現在、整理されつつありますし、また、地域限定で、例えば結崎ネブカや、大和丸なすなどがございますけれども、これらにとりましては、地域性が大変高い品目でございます。生産拡大はそういう地域性がございますので、大変難しいのですけれども、品質向上等によりブランド化を目指してきた品目と整理していきたいと思っておりますし、また、いろいろな意味で大変地域性以外に栽培方法等につくりにくく、希少価値を売り物にした本当の意味での地域特産品とした品目もございます。これら品目につきまして、品目の特徴に応じまして、大和野菜そのものを、認定した当時、いろいろな委員の方々からご意見をいただきながら、伝統野菜とこだわり野菜に二分し、振興させていただきましたけれども、再度意見を聞いて、先ほど申しました3つの方向を基本に、大和野菜そのものの進め方を考えていきたいと思っておりますし、また、今後、こういった大和野菜をブランド品目として格上げしていくには、さらなるこだわりというものがようになってきますので、それらも含めて検討してまいりたいと思っております。

もう一点、採種のことでお尋ねですけれども、大和野菜につきましては、農家個々が自分のところの種ということで、特に育ちのいいものから採種されて、いい系統を保存されているのだと思うのですけれども、今後、こういった品目について産地化であったり、個人ではなくて産地として進めることにつきましては、それぞれの地域で、目ざろえ会とい

ったものを、例えば片平あかねであったり、いろいろな品目がございますけれども、そういったものについて、皆さんで持ち寄っていい系統を選抜されておりますので、県では、こういったことに支援させていただいて、大和野菜の持つ独特の系統のものを、さらによいものを選抜していくように協力していきたいと思っております。また、大和まな等につきましては、ご承知だと思うのですが、地域に合った大和まなのそれぞれの系統のいいところを選抜育護しまして、今まで問題であった日もちが悪いとか、そろいが悪いというものを改良し、F1品種で、夏なら菜や冬なら菜という品種で育成した経緯がございます。このようなことで、産地の育成につきましても、それぞれ個々の持つ特性をさらに生かしていくような研究を進めて、支援してまいりたいと考えております。

○川口（延）委員 前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。ちょうど平成17年10月から10年目ということで、いよいよ大和野菜の次のステップに移る時期に来たのかとも思っております。

例えば京野菜においては、その品目においては、サイズでしっかりとした縛りを持ったり、いろいろな方法があるかと思っております。このいただいているパンフレットの中で、大和伝統野菜が、例えばあしたから規格が変わったから大和野菜ではなくなるというの、なかなか難しい話かと思っておりますので、県が主導となって、例えば県が認定した規格に当てはまるものに関しては極みという大和野菜というような特別な付加価値のつけられるような方法を考えて、先ほど荻田委員がおっしゃりましたように認定シールというか、奈良県では飛鳥ブランドというものがありますけれども、そういった本当に特徴あるものをつけ加えて、奈良県の特産物として、オーベルジュ・ド・おれざんす桜井であったり、東京のフレンチレストランであったりというところに使用しながら、PRできるように努めていただきたいと思います。以上で、要望としておきます。

○田中委員 それでは、数点質問をさせていただきます。

まず、「一般会計決算の概要」の10ページで、証紙収入という項目がございますが、具体的に中身を主立った項目といいますか、どういうものをしておられるのか、もう少し内容を掘り下げてお知らせいただきたいと思います。

それと、その中で電子納入もあるというようなこともおっしゃられましたが、その現状と将来に向けての方向性、もっとふえていくというような方向性があるのか、現状のままだろうというような、その辺についても触れてお答えいただければありがたいと思っております。

次に、「奈良県歳入歳出の決算報告書」でございますけれども、その中で、大きくは代

表質問的に池田委員からお触れいただいたのですけれども、歳入の県民税の中で、不納欠損の部分がございます。これは各市町村にわたって、それぞれあるかと思いますので、以前にも明らかにしていただいたこともございますから、機密文書ではないと思しますので、市町村別の不納欠損の内訳を提示していただきたいなというふうに思います。それは、県民税がこれだけあるという全体像の中の不納欠損は何%になるのかという、その辺の部分を踏まえて、ご提示いただきたいと思います。

なお、今、県民税のことを申し上げたのですけれども、市町村民税については、また、後刻、市町村振興課にお伺いすることとして、県民税についての様子をお知らせいただければと思います。

そして次に、「主要施策の成果に関する報告書」でございすけれども、まずは116ページのところで、薬用作物の生産振興の部分がございす。いろいろとお取り組みいただいて、宇陀の山間の農地においても、薬用作物を栽培しかけておりました。非常に興味を持っていただいたり、将来に対して可能性を期待しながら作付していただいているのですが、正直なところ、目下まだペイするところまでいっていないと。まだ儲かるのかどうかよくわからないというようなことを、経営者の方は申しておられます。具体的に、その農家の帳面を見たわけではありませんから、どれだけという具体的な数字を把握しているわけではありませんけれども、経営者の人はなかなかというような感じの話をしておられます。そこで、116ページでは右側の真ん中の箱の中にいろいろとお書きいただいているのですが、これらの補助先の中での具体的な評価と申しますか、どういうことがなされてどうだったのかと。それで、地域限定のことが継続して行われるのか、宇陀の地域についても同様のことが考えられるのかどうか、その辺のところもお伺いしたいと思います。

また、117ページ、これはよくわからないので教えていただきたいのですが、水稻育苗施設整備事業として2億4,800万円近くの予算が投じられました。これだけの多額のことが補助先として農業協同組合となっております。これが具体的に内容がどうだったのかについてのご説明をお願いしたいと思います。育苗施設1カ所にこれだけ使うということはまず考えられないと思いますから、それについてのご説明をお願いしたいと思います。

それから、126ページ、一般農道のところでございすけれども、その中には宇陀市室生の大野向湧線と申しますか、大野向湧地区の進捗率を見ますと55%、56%、57%と1%の進捗で、1,760万円あまりを使っているわけですが、

この事業は、かなり前から進められている事業でございます。1%しか進捗しないというのは、投入されるマンパワーが少ないのではないかと。もっと進捗できるように方法を講じられるのではないかとこの気持ちを抱いているのですけれども、それに対してどのようにお考えかを聞かせていただきたいと思っております。

それから、132ページの森林とのふれあい推進事業でございますが、これももう少し内容を具体的にご説明ください。私が一般質問で、有害鳥獣について質問をさせていただきました。もう鹿や動物のほう幅をきかせておきまして、人間のほうがおりの中へ入るような形で、とにかく来ないでくださいと、自分らを守るための施策は随分と進んでまいりました。それをしたから、被害は少なくなったことも確かでございますし、成果が上がったと思っはいるのですけれども、それでも一般質問で申し上げたように、農家の方、畑をつくっておられる方の怒りは全然消えないということでございます。人間に近づいたら怖いと思わせるようなやり方をしないと、動物が人家の前へ寄ってこなくなるということはないと思っておりますので、そういう意味の対策をぜひ講じていただきたいということを、一般質問で申し上げたのですけれども、それは抽象的な言い方でございますので、有害鳥獣に対しての対策をどのようにお考えいただいているのか、もう少し具体的な形でその考え方についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、ほかの委員の方々のご質問をお伺いして、お尋ねをしておかなければいけないと思ったのは、危機管理監から説明があった救急搬送の消防関係のことでございます。救急搬送についての分析は、どんな項目でどの程度の分析がなされてるのか、わかりやすくご説明いただきたいと思っております。

要するに、病院へ搬送して到着するまで何分かかりましたということの統計はもちろんおとりになっていると思っております。宇陀のような山間部ですと、どうしても病院までの到着時間が長くなります。今までの例でしたら1時間かかったという患者もおられたと。私の身内でそういう方もおられたわけですから、そういうこともよくあるのだろうと思っております。これはもう、ある程度仕方のないことなのですけれども、なぜかと言えば、救急指定病院までの距離が長いですし、1つの病院で医者がいなければ次の病院まで行こうと思ったら、また距離があるということですから、それはある程度仕方のないことなのですけれども、それはただ単に消防の方々の努力が足りないからだとは申し上げられない。それは道路ですとか、時速何キロメートルで走れるかとか、そういう交通事情にも大きく左右されることだと思っておりますので、救急車の乗務の方の責任だとは決して申し上げるつもりはないんで

すけれども、救急搬送体制の分析がどのような項目で、どの程度方向づけを持って研究されているのか、内容をご説明いただければありがたいと思います。

以上の質問でございます。

○浅田会計局会計課長 証紙収入特別会計の収入の状況についてでございます。

現在、143の使用料、手数料、税を証紙で納めていただいております。証紙収入の中で額の大きいものにつきましては、自動車運転免許更新時の免許交付手数料、講習手数料や自動車取得時に支払われる自動車取得税、自動車税、自動車保管場所証明手数料などがございます。

証紙収入の状況でございますが、委員がおっしゃっていただきましたように、平成25年度と比較いたしまして、平成26年度の収入が9億円あまりの減となっております。これにつきましては、自動車取得時に支払われる自動車取得税、それと自動車税につきましては、証紙収入が約10億円減となっていることが主な原因となっております。自動車取得時に支払われる自動車取得税、自動車税が減になることの主な要因といたしましては、1つ目といたしましては、平成26年度から自動車取得税の税率が低くなったこと、2つ目といたしましては、新たに取得される自動車の台数が減少したこと、それと3つ目につきましては、委員から少しおっしゃっていただいておりますが、ワンストップサービスといわれる電子収納が平成25年度から導入されたことによって、証紙でなくて、そのシステムを使って納めていただいている方がふえてきたということでございます。

以上、3つの理由が考えられるということでございます。以上でございます。

○北條税務課長 先ほど、証紙収納の関係で、今後の見込みということでお尋ねがございましたので、説明させていただきます。

ワンストップサービスということで、平成25年から実施しておりますこの手続につきましては、自動車取得の際に、検査、登録につきましては運輸支局、そして保管場所、いわゆる車庫証明の関係につきましては警察署、自動車税の納付につきましては、自動車税事務所と3カ所の事務所に行く必要があったものを、オンラインによりましてインターネットを使いまして、一括して行うことができる制度でございます。

奈良県におきましては、平成25年度から運用しております、平成27年度末での実績につきましては大体44.38%の利用状況になっております。稼働府県全体、今のところ11府県ですが、57.8%ということになっておりまして、現在、奈良県の利用率は低いのですが、今後、こういった制度が浸透するということが考えられます。特に今年度

からは、車検時の納税証明書の提出がO S Sのシステムを使って電子化になった。また、今現在は新規登録のみなのですが、平成29年度からは中古車等にも対象範囲を拡大いたしますので、O S Sの利用がふえると見込まれておりますので、電子納税についても今後さらにふえていく見込みとなっております。

それからもう一つ、個人県民税の不納欠損についてのお尋ねがございました。

委員がお述べのように、個人県民税につきましては、市町村で賦課徴収を行っております。平成25年度に徴収不能となったものにつきまして県が報告を受けて、平成26年度に個人県民税の不納欠損を行っております。個人県民税の平成26年度の不納欠損額は、2億2,400万円となっております。不納欠損の調定に占める割合、一番大きい市町村は安堵町で1.5%、金額で一番大きいところは奈良市で約8,300万円となっております。県全体では、調定に占める割合は0.5%となっております。

それで、委員から資料提出の話がございましたので、市町村別で調定に占める不納欠損の割合を示した資料をまた提出させていただきます。以上です。

○和田農業水産振興課長 委員から、薬用作物の振興と、昨年、JAならけんが設置しました水稻共同育苗施設の件についてお尋ねでございます。

まず、薬用作物の振興についてでございますけれども、本県におきましては薬用作物、漢方のメッカ推進プロジェクトということで、平成25年12月から農林部局は当然のことながら、薬務部局、産業振興部局とともに連携しまして、漢方の生産に取り組んでいるところでございます。これにつきましては、主に農林部局では生産にかかわっているところでございますけれども、委員がお尋ねの市町村事業、平成26年におきましては葛城市、明日香村、下市町、高取町で実施しましたけれども、葛城市におきましてはトウキ、シャクヤク、明日香村におきましてはミシマサイコ、シャクヤク、下市町ではシャクヤク、高取町ではトウキという薬用作物を材料に、それぞれ研究開発で行った研究成果の実証であったり、また、それぞれ地域で取り組みたいという品目について、県として審査してもらっております。これらにつきましては、全て市町村を、事業の窓口としまして、生産者、行政、また、地域の販売部局等と連携しながら、それぞれのモデル的な取り組みとして支援させてもらってきたところでございます。

また、経営的な面でのお話でございますけれども、現在、県でヤマトトウキという品目がございますけれども、これにつきまして、経営調査をしております。特に販売面での、いわゆる業者等との取引等、国でもいろいろな形でマッチング等をしておりますけれども、

やはり販売部局での問題点もございます。また、生産部局におきましては、コスト対策ということで、省力的な生産方法や、また、技術開発センターでは、今まで2年かかっていた育苗期間を半減させるというような技術も開発しましたし、これからの課題ですけれども、トウキそのものの育種にも今取り組んでいるところでございます。

いずれにしましても、漢方薬品そのものが現状のところ、8割方中国産の輸入品で対応しているところでございますけれども、中国からの輸入等が不安定になるとか、いろいろなことに対応して、今後ますます薬用作物への需要がふえると考えておりますので、県としても生産部局としては研究開発等を通して生産のコスト削減の支援をさせてもらったり、また、販売部局、流通部局等につきましては、さらなる商品開発等について取り組んでほしいと思っております。

次に、JAならけんの水稻育苗施設のお尋ねでございますけれども、この施設は北葛城郡広陵町南郷に設置したわけですけれども、受益そのものが広域型でございます。受益農家数1,708戸、受益面積694ヘクタールと、かなり広域の施設でございます。施設概要ですけれども、育苗機械施設が2,103平方メートルございますし、また硬化ハウス等5,850平方メートルの関連施設がございます。プラントにつきましても、水稻育苗にかかわる温湯消毒器から、いわゆる播種プラントラインまで重ねまして、この施設全体としては、生産につきまして、硬化設備等で、硬化ハウスといいますのは、最終段階で苗を大きくする施設ですけれども、ここで約3万枚のプレートが置けるような施設となっております。そういったことで、総事業費5億5,142万3,000円という金額がかかっておりますけれども、うち補助金として2億4,795万9,000円が国庫補助として導入されております。今後ますます水稻等経営が苦しくなっておりますけれども、こういった施設導入によりましてどんどん効率的な生産に取り組んで、コスト削減に取り組むとともに、また、品質面でもこういった育苗施設での生産苗を活用した、よりおいしくて高付加価値な水稻生産に取り組んでいきたいと考えてございます。以上でございます。

○和田委員長 理事者側をお願いをいたします。簡潔によろしく。質問には的確に答えてください。よろしく申し上げます。

○菅谷農村振興課長 一般農道の大野向瀨地区についてのお尋ねでございます。

この大野向瀨地区につきましては、宇陀市室生の向瀨、県道の吉野室生寺針線から同じ宇陀市室生の三本松、奥宇陀広域農道までの3,390メートルを結ぶ農道でございます。このうち、向瀨地区内の1,140メートル区間については、既に1期地区として、平成

21年3月に開通、供用を開始しております。現在は、残る2、250メートル間を2期地区として推進を図っているところでございますけれども、この区間の必要な用地調査を実施しましたところ、特に宇陀市室生三本松及び向湊の残る区間の部分におきまして、法務局の備えつけの公図と実際の現地での立会人によります用地境界が異なっている箇所が多数ございまして、これまで地図訂正という作業を行っているところでございます。現在まで12カ所の地図訂正を完了しまして、本年も引き続き、地図訂正はあと7カ所ございまして、やっていますところでございます。

この地図訂正作業につきましては、まずは現況の用地に、地元の方に立ち会っていただいた上で、法務局の公図との違いを確認して、それを法務局と協議、調整しながら、どのように地図訂正を進めていくかということをやっていくわけでございますけれども、その辺のやり方については、これまで調整した中で方針が立ってまいりましたので、その地図訂正の方針に従ってもう一度資料の作成と、関係の地権者、所有者から地図訂正について同意の印鑑をいただくということになります。ところが、同意の印鑑につきましては、法務局に登録の名義人が既に死亡しているような場合などたくさんございまして、相続人が非常に多く発生しているのです、それについて、また同意徴収に非常に時間がかかるということになっております。マンパワーということでのご質問だったと思っておりますけれども、現在、東部農林振興事務所の土地改良課で担当しておりますけれども、この地区専属の担当の正規職員が1名と、登記を担当していただく嘱託職員が1名おまして、そういった体制で進めているところでございます。地図訂正の難しいものについては、現場の事務所からの相談も本庁の中でも対応する形で進めておりますので、早期に地図訂正、用地買収、工事着手を進めるように努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○伊賀森林整備課長 まず、1点目、森林とのふれあい推進事業についてでございます。

これにつきましては、南部及び東部振興計画アクションプランにおいて、地域の魅力資源を活用した観光、交流、定住の促進があり、森林につきましては、その景観を楽しむ場としまして、県内各地での林内への立ち入りや眺望の活用を目的としました整備を進めているところでございます。これにつきましても、森林環境税を活用しまして、林内への立ち入り、ふれあいや眺望、眺める、の活用を進めることを目的とした整備を進めていく必要がある箇所を選定しまして、全体計画案を策定しております。

その具体的な整備としましては、登山道や歩道の改修、あるいは景観、支障木の伐採、彩りのある樹木の植栽、展望施設の改修等を行っているところでございます。

続きまして、有害鳥獣の対策につきましてお答えします。

さきの一般質問におきましても、農林部長から答弁いたしましたとおり、捕獲の効率化を図るため、近年、開発され効果を上げている人工知能センサーやICTを活用した捕獲装置を県が購入し、希望する市町村に貸し出す捕獲新技術導入推進事業を実施し、現場での利用を通じてノウハウを蓄積しながら、市町村と連携して捕獲の効率化に取り組んでいるところです。

また、本年5月に鳥獣の保護及び狩猟に関する法律の一部を改正する法律が施行され、野生鳥獣の管理という概念が、法に盛り込まれたところでございます。これは増加している野生鳥獣の個体数の調整と、捕獲の担い手の確保及び育成を一層進めようというものでございます。この法改正に伴い環境省ですけれども、認定鳥獣捕獲等事業者制度を創設しております。これは、安全管理体制や従事する者の技能、知識が一定の基準に適合している場合、認定鳥獣捕獲等事業者として都道府県知事が認定する制度で、鳥獣の捕獲等の新たな担い手として期待されております。10月5日現在、全国で10の事業者が認定されていますが、県でも、現在、数社から制度に関する問い合わせがあり、そのうち認定を受ける意向のある者に対しては、手続についての詳細な説明を行っているところでございます。

あわせて、ニホンジカとイノシシにつきましては、国や県が認定鳥獣捕獲事業者に委託して捕獲を行う指定管理鳥獣捕獲等事業も創設されたところでございます。県では、今年度、この事業を活用しまして、ニホンジカ適正管理事業として五條市地内を予定しておりますが、ニホンジカが進まない地域での捕獲に取り組むため、現在、捕獲実施計画を策定しているところでございます。以上でございます。

○辻消防救急課長 搬送につきまして、統計的な分析、データはどうなっているのかについてお答えいたします。

データの入手としましては、消防庁で全国的な調査をしておりますので、そこから1つデータがとれます。それと、先ほどのe-MATCHでもデータを入手しております。ただ、このe-MATCHでとれるデータにつきましては、完全な全国比較は無理でございます。

具体的に申しますと、搬送時間ですけれども、消防署から現場までの時間と現場滞在時間、救急の現場の現場滞在時間と、現場から病院への時間、また、病院で医師に引き渡す時間の4つに分けて分析しております。この中で半分近くの時間を占めますのが、現場滞

在時間です、ここで全国的なばらつきがありまして、大きな差がついているものと思われ
れます。

それと、照会回数につきましても、1回で済む割合や、4回以上行った割合というのも
データとしてとれます。地区別につきましても、旧の消防本部単位で出動件数や搬送人員
等のデータがとれます。ちなみに平成25年は6万3,882件でしたけれども、宇陀広
域では2,157件という数字になっております。それと年齢別や重傷であったかどうか
という傷病別、どのぐらいの時間がかかったかというデータも旧の消防本部でとれるとい
うようになっております。以上です。

○田中委員 薬用作物については、販売先の確保というか、売れる状況にできるだけして
いただくというか、その確保の問題が、農家としてはなかなかアタックしにくいという部
分がありますから、そこをうまくコーディネートできればうまくいくのではないかという
気がいたしますので、お考えいただきたいと思います。

また、広陵町でおつくりいただいた育苗施設でございますけれども、これは従来になか
ったものをつくったのですか。それともあったものを改めてつくり直したのでしょうか。
かなり大きなものをおつくりいただいたようでございますけれども、施設の所有者がどう
なのか、全額補助金だったのか、この辺のところをもう少しわかるようにお話いただき
たいと思います。

急に田植えが行われるようになったわけではないでしょうけれども、水稻用の育苗施設
であれば、従来の施設との絡みがどうなっているのか、全体像が見えないような気がする
のですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、農道のことについて改めてお伺ひいたしますが、この事業は最近やりかけた
事業ではなくて、かなり前からの事業だとお聞きしております。それで、このままの進捗
を続けるようであれば、完成するのはいつごろになるのか、見込みが全然見えていないの
と同じことではないでしょうか。だから、いつごろできるということをめどにしようと思
ったら、マンパワーをふやす必要があるということをご提案申し上げているわけですし、
それは謙虚に受けていただいたほうがいいのではないかと思います。

東部農林振興事務所で1名、それから登記関係で1名いるとおっしゃいましたけれども、
いつまでも引っ張って、農業をやる人がいなくなってしまうところに農道ができましたと、
村に人間がいなくなりましたということでは、これは話にならないので、今日まで、まだ
着手して2～3年ですというのならば、まだ話はわかりますけれども、もう着手してから

かなりの年数がたつわけでございますので、いつごろから着手しかけたかもはっきりとおっしゃっていただいたほうがいいのではないのでしょうか。1%の進捗率というのは、進捗していることには全然ならないと思います。机の前で右へものを置いたり、左へものを置いたりしているのと全く変わらないのではないかというように見えてしまいます。現実には、一生懸命やっただけだと思っておりますけれども、事業を推進するということは、一つ一つきちんとした結果を出していくことだと思っておりますので、その辺のところをどうお考えなのか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、森林整備の関係で、森林とのふれあい推進事業のことをお尋ねしましたが、以前、畜産技術センターが、宇陀郡御杖村に大規模な面積を投入しまして、立派な施設ができました。けれど、具体的にはまだ半分の施設しか利用されていないという現実があります。それもこういう事業を通じて森林整備、残る半分はまだ山のまま、樹木が立ったままという状況でございますので、何らかの整備ができるのではないか。それに対しても関心を持って何かやろうとしていただいているのではないかととも思いますので、具体的な取り組みをしていただきたいと思います。

それから、獣害対策のところでも環境省の話をしていただきました。従来ですと縦割りでございますので、畜産課が環境省の案件を対応してくださるとは思えないのですけれども、畜産課が対応してくださると理解しておいていいのでしょうか。もう一度確認しておきたいと思っております。

○和田委員長 答弁をいただく前に、委員長から委員に対しましてお願いをしておきたいと思っております。

現在、12時45分です。審査の午前中の部は歳入、総務部、農林部、完了させたいと、このような予定になっております。そういうことで、引き続き続行させていただきたいと思っておりますので、どうか委員の皆さんよろしくご協力ください。

それから、時間が大分と長引いておりますので、理事者側の答弁も簡潔によろしくお願いいたします。田中委員の申し上げました2回目の質問が3つ出ました。販売先の確保、施設の補助の関係です。

○和田農業水産振興課長 奈良県の水稲育苗施設の件ですけれども、先ほど広域と申しましたけれども、具体には奈良市都祁、山添村、曾爾村、御杖村、それから地元広陵町と、こういったところが受益地区になってきます。従来、委員がお述べのように、それぞれ地区で育苗施設があったところもなかったところもございましてけれども、今回、JAならけ

んが生産の効率化ということで広域に大量に生産して、効率的な生産を目指してということで、整備を広陵町場でいたしました。水稻育苗施設の農協からの供給体制では、今までそういった施設もございましたけれども、基本的には県外からの購入苗も含めて対応しておりましたので、今回、こういった施設を整備することによって、県内生産もので水稻育苗の苗を農家へ供給できる体制を目指して設置させてもらったということでございます。

○和田委員長 次、農道の関係。

○菅谷農村振興課長 大野向瀨地区の進捗についての再度のご質問でございますけれども、この大野向瀨地区の2期地区につきましては、平成20年度からの実施となっております。現在、そういったことで先ほども申しましたけれども、非常に地道な作業になりますけれども、地図訂正作業を進めておりまして、地図訂正も一定のめどが立ったところから、平成25年度から用地買収にも一部着手させていただいているところでございます。事務所ともいろいろ相談させていただき、マンパワーについてもヒアリングもさせていただいておりますけれども、この地図訂正作業につきましては、法務局の担当も1人でございますし、相手のこともございまして、いろいろな調整に手間取るけれども、たくさん人がいればできるということではなくて、現在の体制で、少なくともこの地図訂正が終わるまではやっていくということで確認させていただいております。

地図訂正につきまして、本年度と、そして来年度で全てを一応片づけていく予定でございます。今のところ、平成28年度に一部工事着手を進めていきたいということでございます。以上でございます。

○和田委員長 次、畜産課。

○伊賀森林整備課長 先ほどの環境省の制度につきましては、今年度につきましては、森林整備課で担当していますので、よろしくお願ひします。

○中川委員 長時間に及ぶ委員会で恐縮ですが、大きく2点質問させていただきます。

1点目が法人等への職員派遣についての状況でございます。

今回出させていただきました「財産に関する調書」を見ますと、県からは70以上もの団体、法人等、例えば何々公社であるとか何々財団、機構であるとか、そういったところに出資をしておりますけれども、これらも含めまして、法人等に対する県からの職員派遣の状況と、派遣職員の給与に対する県の負担状況はどのようなものでしょうか。よろしくお願ひします。

○**枅井人事課長** 法人等に対する職員派遣につきましては、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律と、それに基づきます公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を定めておりまして、これに基づきまして職員を派遣しております。

派遣条例に基づく平成27年4月1日時点における職員の派遣状況ですが、奈良県土地開発公社に15名、奈良県林業基金に6名、奈良県道路公社に6名、奈良県デジタルビューローに4名、奈良県食肉公社に4名、これは主なものでございます。計12団体に対して、合計45名となっております。今、申し上げました団体全て、出資による権利を得ている団体でございます。

それから、派遣職員の給与支給に関してですけれども、先ほど申しました派遣法に基づき派遣条例を定めておりまして、その中で派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができるかと規定しております。これらの規定に基づき適切に運用しているところでございます。以上です。

○**中川委員** ありがとうございます。先日、ほかの自治体におきまして、本来は派遣先で給与を支払うべきであるのに、その自治体から払っていたとして、その首長に対して何億円もの賠償を命じるような裁判の判例がございましたので気になりまして、質問をした次第でございます。

続きまして、2点目ですけれども、県税収入等につきまして質問をさせていただきます。

「奈良県歳入歳出の決算報告書」を見ますと、県税収入等について、滞納繰越分や延滞金を多く充てておりますけれども、まず、県税及びその延滞金の予算額につきましてはどうのように見込みをして計上をしていますか。

また、県税やその延滞金を滞納されている方に対しまして、どのような基準で督促や催告や滞納処分を行っていますか。よろしくをお願いします。

○**北條税務課長** まず1点目の、県税及び延滞金等の予算額をどのように見込んで計上しているかということですが、県税及び延滞金等の予算額は、過去の実績や今後の景気動向、さらに国で定めております地方財政計画における全国の歳入額見込み等を勘案しまして、課税額をまずこのぐらいであるというのを計算いたしまして、それに対して徴収率を掛けまして、収入額を算定して、前年度の2月議会に県税収入の予算を計上しているところでございます。

特に景気動向に影響される法人関係税や消費動向に影響される地方消費税、株式市場の

動向に大きく影響される県民税配当割や県民税株式等譲渡所得割など、県税収入に与える影響が大きい税目などにつきましては、景気動向等のよりの確な情報の把握に努めているところでございます。ただし、当初予算額と大きく乖離している場合は、補正予算という形でまたご審議いただいているところでございます。予算計上後も、県税収入の進捗状況について、絶えず景気動向等を注視し、税込確保に万全を期したいと考えております。

そして、滞納になった県税や延滞金等について、どのような基準で処分等を行っているかというご質問ですが、まず、県税やその延滞金を滞納している滞納者に対しましては、督促につきましては、地方税法で規定がございまして、納期限後20日以内に督促状を発するものとされておりますので、基本的にはこの法律に従いまして20日以内に督促状を発しております。

催告書につきましては、これは法律の行為ではございませんので、任意の行為でございしますが、県税事務処理要綱に基づきまして、税目ごとにいつ催告を出すということを定めておりまして、定期的に催告を行っているところでございます。

差し押さえ等の滞納処分につきましては、滞納者の個別事情により置かれている状況がそれぞれ違うことから、一律に取り扱うような規定は設けておりませんが、まずは早期に滞納者の財産状況など、滞納者情報の把握に努めまして、その中で特に悪質と判断される事案や倒産事案など、早期に滞納処分に移行しなければならない事案に対しまして、優先して滞納処分を行っているところでございます。

そのほかの滞納事案につきましても、財産が判明次第、順次、滞納処分に移行しているところでございます。以上でございます。

○中川委員 ありがとうございます。滞納処分につきましては、住民の間での公平性を期するためにも、何らかの統一的な基準を設けてはどうかとも考えられますが、いかがでしょうか。

○北條税務課長 先ほども説明させていただきましたが、滞納者の個別事情がございしますので、一律的に取り扱うということは確かに難しいという面があるのですが、やはり県税収入を確保することは重要でございます。また、職員によりまして取り扱いが異なることのないよう、管理職によりまして進行管理をさせていただいているところでございます。

今のところ、一律に取り扱うような規則というか、そういったものを定めておりませんが、今後、先進自治体がございましたら、その実施状況については参考にさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○中川委員 ありがとうございます。実際に実務に携わっている方からの声として受けとめさせていただきます。引き続き、こちらとしても研究していきたいと思っております。

○藤野委員 3点通告をいたしております。

まず1点目のe-MATCHシステムですけれども、3名の委員がご質問なり、お考えを述べられました。やはり今の奈良県の救急医療体制整備を荒井知事が先頭切って図っておられるということに対する、これは救急搬送とリンクする部分ですから、非常に関心が高いというのがありますし、また、約5,000万円もの費用を平成26年度投じながらの費用対効果ということも含めると、疑義が生じるという部分をお持ちになって、私も若干その思いはあります。ただ、例えば受け入れ先の病院ではないのに、受け入れ先の病院の表示がしてあったなどの初歩的なミスはもう解消されておられると思いますし、今後そのシステムの改修、あるいは受け入れ病院との協議や現場での意見交換を含めて、さらにe-MATCHシステムが、よりよい効果、より大きな効果を生むようにお願いしたいと思っております。時間の短縮というのは、このe-MATCHシステムの一番の特徴でございますので、どうか引き続きの取り組みをよろしくお願い申し上げます。これは要望いたします。

そのe-MATCHシステムを活用されるのは、消防隊員でございます。奈良県はもう既に広域消防に向けて平成33年でしたか、取り組みが進められております。奈良市、生駒市を除いての広域消防なのですけれども、この予算にも載っておりますとおり、通信についてのさまざまな取り組みが現在なされておられるということで、今後、順次、統合に向けての取り組みが進みます。

しかしながら、現場レベルにおいては、統合はされていないが、さまざまな市消防あるいは消防組合との取り組みの中で、情報の共有も図られていない中で課題等々もあるかと思受けられますが、現状等は、取り組みを含めてどうなっているのか、まず1点お聞きいたします。

それと114ページ、農業の6次産業化支援事業についてお尋ねいたします。

平成26年度では、計画認定が52件されておられるということで、順調に6次産業化に向けての取り組みが進められていると認識しておりますけれども、現状はどのようになっていますか、お聞きいたします。以上です。

○辻消防救急課長 現在の奈良県広域消防組合の統合の現状につきまして、奈良県広域消

防組合につきましては、段階的に広域を進めておりまして、平成26年には総務部門の統合をいたしまして、その後、平成28年4月からは通信部門の統合、また、平成33年からは現場統合部門の統合ということで、全体統合がされる予定になっております。

現在、組合では通信部門の統合に向けまして、高機能消防指令センターの整備が進められておりまして、研修が進んでおります。試験的運用が平成28年1月から、また本格運用が予定どおり平成28年4月から予定されているところでございます。これによって初動体制の強化や救急出動の現場到着時間の短縮などが図られると考えております。また、広域化に伴いまして、本部指揮支援隊がつくられまして、各消防署への増援が実施されているところでございます。

現在進められていることとしましては、大規模災害に対応します桜井消防署の庁舎の整備や、救助業務の高度化のための高度救助隊の設置などが予定されているところでございます。

次に、県の支援としましては、組合に県職員2名の派遣、また、県へ広域から研修生の受け入れもして、人的支援をしております。また、決算にありますように高機能消防指令センターの整備に係ります財政支援、さらには現の消防学校にかわりまして新消防学校の整備の検討を進めているところでございます。今後とも広域消防が全国に誇れるようになるように支援を行ってまいりたいと考えております。

○乾マーケティング課長 農業の6次産業化に係る現状についてお答えをさせていただきます。

先ほどからご議論いただいておりますけれども、農業の活性化や農業者の所得向上を図るためには農産物を生産するだけではなく、加工や流通、販売を一体的に取り組む、農業の6次産業化が重要であると認識しているところでございます。

これまで、県内では地域の特産品のネギをカット加工して業務用で販売する、また、柿をお菓子として加工、商品化して百貨店に販売するなど幾つかの成功事例が見られるところでございます。

こうした中、県では平成25年12月より国の補助金も活用いたしまして、6次産業化を目指す農業者をサポートする相談窓口といたしまして、奈良6次産業化サポートセンターを設置いたしました。そのサポートセンターに6次産業化プランナーという相談員を配置いたしまして、農業者に対しまして助言や、支援を行っているところでございます。6次産業化を進めるにあたりましては、このプランナーを中心といたしまして、専門家を招

きました研修会の開催でありますとか、食品加工業者、流通業者とのマッチングやネットワーク化、量販店やホテル、レストランとの商談会を開催するなど、販売の促進にも取り組んでいるところでございます。

委員がお述べのように、6次産業化地産地消法に基づく総合化事業認定の認定件数でございますけれども、年々増加いたしまして、平成26年度末の累計でございますけれども、52件となっております、ここまで順調に増加していると考えております。

ただ一方、資金不足等の理由などで認定を辞退されるケースも見られるところでございます。6次産業化といいましても、ビジネスでございますので、全てが全て成功するのはなかなか難しいかとは思いますが、引き続ききめ細やかな対応を、県としましても継続しまして、意欲のある農業者や事業者による新商品の開発、販路開拓等々、新たなビジネス創出、拡大に向けまして支援を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○藤野委員 まず初めに、広域消防の件ですけれども、今一番中途半端な状況ではないかと思っております。統合に向けての取り組みは進められている中で、現場レベルではまだ、市消防、それから消防組合、それぞれの裁量のもとで活動されている、取り組みをされているわけですから、若干中途半端な部分があって、多少の課題等々も耳にはしております。しかしながら、そこをしっかりと焦らずにゆっくりとというか、緩やかに統合に向けて進めていけるように県からもさまざまな指導や管理などをぜひともお願いしたいと思っております。以上とさせていただきます。

6次産業化につきましては、先ほどから、TPPに絡んで6次産業化を進めていく、いわゆる攻めの農業とおっしゃっている。農業の所得を上げるということも含めて、この6次産業化が非常に注目される、今後もさらに注目されると思います。ただ、そんな甘いものではないと思います。生産、加工、販売、全て引き受けながら利益を上げるわけですから、おっしゃっておられましたように、認定を取り消すというところもありますし、また、廃業といった声もちろほら聞いております。したがって、この6次産業化、今、そういう声が上がっておりますけれども、ここはサポートセンター、あるいはプランナーも含めた充実、そして、県のそれに対する側面的支援を含めて、ぜひともこの6次産業化は推進してほしいという立場から、大いに県のご支援をお願いしたいと、このことを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○和田委員長 これをもって歳入、総務部・農林部の審査を終わります。

午後は1時50分再開ということで行わせていただきます。地域振興部、水道局、教育委員会の審査でございます。よろしくお願いいたします。

13：10分 休憩

13：52分 再開